

平成 2 5 年 8 月 2 2 日

第 5 回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩 竈 市 議 会 事 務 局

第5回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成25年8月22日（木曜日）午前10時開会

---

出席委員（17名）

|      |        |        |
|------|--------|--------|
| 委員長  | 志賀勝利君  |        |
| 副委員長 | 鎌田礼二君  |        |
| 委員   | 浅野敏江君  | 小野幸男君  |
|      | 嶺岸淳一君  | 田中徳寿君  |
|      | 香取嗣雄君  | 阿部かほる君 |
|      | 西村勝男君  | 菊地進君   |
|      | 志子田吉晃君 | 伊藤栄一君  |
|      | 佐藤英治君  | 高橋卓也君  |
|      | 小野絹子君  | 伊勢由典君  |
|      | 曾我ミヨ君  |        |

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した職員

|                      |       |                       |       |
|----------------------|-------|-----------------------|-------|
| 市長                   | 佐藤昭君  | 副市長                   | 内形繁夫君 |
| 市民総務部長               | 佐藤雄一君 | 健康福祉部長                | 神谷統君  |
| 産業環境部長               | 小山浩幸君 | 建設部長                  | 鈴木正彦君 |
| 震災復興推進局長<br>兼政策調整監   | 伊藤喜昭君 | 市民総務部次長<br>兼総務課長      | 佐藤信彦君 |
| 産業環境部次長<br>兼商工港湾課長   | 佐藤修一君 | 建設部次長<br>兼下水道課長       | 千葉正君  |
| 震災復興推進局次長<br>兼復興推進課長 | 佐藤達也君 | 市民総務部危機管理監<br>兼市民安全課長 | 赤間忠良君 |
| 市民総務部<br>政策課長        | 阿部徳和君 | 市民総務部<br>財政課長         | 荒井敏明君 |
| 産業環境部<br>環境課長        | 菊池有司君 | 建設部<br>都市計画課長         | 佐藤寛之君 |

建設部  
土木課長 川名信昭君  
水道部長 福田文弘君  
監査事務局長 佐藤勝美君

市民総務部  
総務課長補佐  
兼総務係長 武田光由君  
監査委員 高橋洋一君

---

事務局出席職員氏名

事務局次長  
兼議事調査係長 宇和野浩志君

事務局次長  
兼議事調査係長 宇和野浩志君

議事調査係  
専門主査 斉藤隆君

議事調査係主査 西村光彦君

---

会議に付した事件

1. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

本日はお暑いので、上着を脱いでいただいても結構でございます。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

付議事件2 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてを調査内容といたします。

当局より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。内形副市長。

○内形副市長 6月19日開催の第4回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会でご要求のございました資料等について、提出可能なものにつきましては委員会資料（その4）として取りまとめ、去る7月12日にお渡しさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。私からは以上でございます。

○志賀委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言のお一人の持ち時間は答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。伊勢委員。

○伊勢委員 おはようございます。

私のほうからは、出されてございます資料、出された資料、先ほど副市長のほうから説明がございましたその4、主に403ページから404ページにかけての部分を中心に伺っておきます。それからもう1つは、以前に配られました別冊の5、塩竈市災害復旧連絡協議会支出関係並びに別冊6、一次仮置場実績報告表というものについて、これらを確認をしております。

こちらのページというのは、塩竈市災害復旧連絡協議会の報告会という形をとって、実質は総会的な性格を帯びていまして、ページを見ますと、これまでの委託について報告されております。私は特に先ほど述べた浦戸諸島の関係のところについて、403から404ページにかけて質問をしておきたいと思っております。ただ、これは塩竈市災害復旧連絡協議会としての中の内れば整理ということになりますので、そこら辺も含めて、一つ一つ確認をさせていただきます。

1つは、島民給与費という問題について、私が見た目の感覚で確認をしております。島民給与というのは、浦戸諸島の403ページ、それから404ページに記載されております。これはほかのほうの例えば新浜町とか越の浦とか、そのほかの一次仮置き場等々では見当たらない項目になっております。一つ一つ拾い出しまして、島民給与ということで、浦戸の一次仮置き場の関係で総額を計算してみました。平成24年4月4日で7,047万4,877円、それから平成24年5月1日の島民給与費のこの表に扱われているのは1,065万6,000円、それから平成24年6月8日付の37万2,000円、そして平成24年9月4日付の118万8,000円、平成24年10月5日の49万2,000円、これで全部、この表の中では島民給与としての扱いになっております。合計しますと8,318万2,877円という金額になるようであります。

ここでは塩竈市災害復旧連絡協議会の中でこういった取り扱いがされているようですが、一方、前段の塩竈市災害復旧連絡協議会の関係で、別冊5・6というものが前段の調査特別委員会の中で示されました。そのページ数で言いますと、まず別冊5というのはどういうものを扱っているかという、ページ数で言いますと85ページから、業務報告書という、最初に表書きというか、書かれております。市長宛てに、業務報告書というのは例えば平成23年8月5日付で報告をされております。7月1日から7月31日。さらに細かなことでの報告について言いますと、浦戸諸島の管理業務委託について、どういうふうになっているかと言いますと、91ページ、この表の91ページのところに島民給与、普通作業員、単価になっておりますね。単価として1万1,800円、普通作業。それから軽作業員9,300円。普通作業が1万1,800円、そして一方で軽作業員が9,300円、こういう単価になっております。ずっと見ますと、横にずっと目を移すと7月分として累計で、例えば普通作業が288、そして軽作業が1,000、これは7月の時点ですね。ですから、ここで見るとそれぞれ軽作業に携わった方々あるいは普通作業に携わった方々に支払う単価1万1,800円というものがこの中には書かれております。

次に、こちらのほうの資料で、資料と言いますのは別冊6というところで、54ページのところに例えば浦戸諸島の災害廃棄物仮置き場業務管理委託ということで、平成23年7月から平成24年9月までの業務報告、管理業務委託実績報告表というものが、塩竈市のほうに塩竈市災害復旧連絡協議会のほうから出されております。実は今この関係で一体どういうふうになっているのかなと思って、ちょっと金額をいろいろ計算してみました。単価が全部で、先ほど言ったように1万1,800円、そうすると、ざっとどのぐらいの実績になったかという、ざっと浦戸のほうでは、普通作業をやった方々が、ずっと数字を照らし合わせますと4,277、平

成23年7月から平成24年8月までで大体そのぐらいの計算、累計になるんですね。そうしますと、ざっとここだけで4,277で、先ほど言った1万1,800円を掛けますと5,046万、このぐらいの金額になるようであります、5,046万円。軽作業が一方で5,000、ずっと数字を拾って累計した感じでは金額集計の中で5,527、そのぐらいの大体日数のようです。

島民給与費の関係で、先ほど、島民給与の関係で支払った金額が明示されておりますが、これは私たち島民の皆さんにお聞きすると、ざっと1万2,000円ぐらいなんだというふうに報告されているんですね。ところが、こちらの実績単価でいうと1万1,800円。まず、この点、違いから確認させてもらいます。それから、軽作業というのはどういう作業だったのか、その辺について確認をさせていただきます。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 わかる範囲でのお答えということになりますけれども、我々のほうには仮置き場の管理で作業員関係の人数とか人の種類といいますか、そういった、島民か、島民でないかという区別は精算報告の段階ではちょっとわかりかねるところでございます。これが最初に1点お断りさせていただきたいと思えます。

島民の給与につきまして、我々ちょっと協議会のほうにお伺いしたところ、伊勢委員さんおっしゃるとおり、1万2,000円で雇用させていただいたというような協議会からの報告は受けておりました。我々もお願いしていたとおり、なるべく地元の雇用を配慮させていただきたいということで、浦戸の方々、被災して仮設住宅等にいる方々なんかにも声がけして、そのような就労の場を協議会のほうで確保していただいたということは話させていただいております。

その中で、普通作業と軽作業の違いということですが、主に島民の方々がやられていたという内容につきましては、未処理瓦れきというか、そういった細かい分別作業ということをお願いしていたというふうに伺っております。扱いとしましては、軽作業の位置づけにはなるのかなというふうに思っております。ここで、あくまでこちらのほうの単価は、市が協定書に基づいて協議会と結んだ単価でありますので、市としてはこの単価に基づいた金額しか当然お支払いしておりません。なので、その単価を、こちらの市の支払いにやった金額がありますけれども、協議会のほうでは、島民の方々あるいは区長さんとかそういった方と打ち合わせして、区のほうに幾ら、それぞれの島民に幾ら払えばいいかというような、そういう話もあったみたいで、1万2,000円ということを決められましたので、そういったことで

1万2,000円ということで、協議会のほうではまたそれを単価とは別にその金額でお支払いしたというような経緯になるわけでございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、協議会と島民の関係者の方との協議で1万2,000円になったと。1万1,800円がこちらの実績報告には載っているんだけど、そのとおりではなく、1万2,000円で島民給与として支払ったということですね。んだけど、実績報告の中には1万1,800円というふうに記されていて、200円の違い、もちろんそれは、少し協議会の関係で一定の、200円ぐらい、どう扱いましょうということんだけど、これでいいんでしょうか。例えば報告書は、やっぱりこれは公式の文書でしょう、塩竈市災害復旧連絡協議会から来ている。そうすると、私が例えば島民の方にお願ひするとき、塩竈市のほうでは1万1,800円の単価で来ているんですということで、そのとおりやっぱりやるのが前提なんじゃないでしょうかね。私は、200円上積みしたというのは、それは協議会の中でどこからかお金をひねり出してやったのかどうかは私はわかりませんが。しかし、公文書として出されたもので金額の違いというのは、これは重大な過誤じゃないんでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 別冊の5の91ページ、これはちょっと例えばですけれども……。別冊5ですね、別冊5の例えば91ページ、お開きいただきたいと思うんですけれども。こちらに浦戸の災害廃棄物の委託の4月分の精算設計というふうにございまして、ここには単価が記載されて、確かにその数量が載っておりますけれども、こちらの表につきましては、協議会が市のほうに業務報告をした後の数量等をもとに、市のほうがこれをその実績をもとに精算設計、ここに当てはめて単価を出して、それで支払いをしたものですので、協議会から1万1,800円で何人上がってきたというようなことではございません。以上でございます。（「よくわからない」の声あり）

○志賀委員長 もう一度、発言願ひます。菊池環境課長。

○菊池環境課長 それでは、別冊の6のほうの例えば63ページをお開きいただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。別冊6の63ページ、A3の長い表になっていまして浦戸諸島の4月分の実績報告表とありますけれども、協議会のほうからはこの形で上がってきておるといふことで、あくまで業務の種別とか、単位とか、数量ということで、金額がない形での実績報告をこちらで協議会から市のほうに上げてきて、先ほどの、それを受けて市のほうは協

定書に基づく単価をそこに掛けまして協議会のほうにお支払いしているというような形になります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 協定書での単価……、私ちょっと協定書、一通りは見たつもりなんだけれども、1万2,000というのは書かれていないような気がするんですけどもね。1万1,800円というのは、それは市のほうで示した単価でしょう。協議会の協定の中で、私がよく目を通していないのかどうか、わかりませんが、協定書の中で島民給与について1万2,000円というふうにしていたとか、あるいはそういう感じはちょっと見当たらないだけけれども、どうなんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 協定書につきましては、決められた単価ということで、やはり今委員さんおっしゃったように1万1,800円になりますとか、9,300円とか、そういった形で単価が決められておりますので、市はそれに基づいて、島民か島民でないかとかそういったことにかかわらず、上がってきた作業の数量に応じてこの単価でお支払いをしているというようなことございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 協定して結ばれた1万1,800円が離島の浦戸に行くと1万2,000円というのは、不思議でしょう。だって、協定書というのは少なくとも委託を受けた連絡協議会がその金額で島民の皆さんに給与をお支払いしますということを明確にしているわけですよ。そのための協定書のはずですよ。それが食い違うというのは私はちょっと疑問に思います。ちょっと普通だと考えられませんね。例えばお給料にしたって、1時間このぐらいでお支払いしますということで一般の働いている方の賃金というのは決まるわけですね。それが、しかもこの場合には、さっきのお話、繰り返しになりますけれども、市のほうとの関係でそういった協定を結び1万1,800円あるいは9,300円というふうになっているものが、手心を加えて1万2,000円となると、これはちょっと使い方としてはおかしいんじゃないかということ言いたいですよ。その辺なんですよ。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、1万1,800円につきましては、人夫1人、日当1万1,800円ということは協議会と市で取り決めた内容でございます。それに、実績に応じて1万1,800円を市のほうでは



お支払いしております。ただ、一方、協議会のほうでは、先ほど担当課長からお話ありましたとおり、島民の方々のお力をかりるに当たりまして、いかほどでいいのかというようなことで区長さんとかと協議した上で1万2,000円に決定したということで、市のほうで1万2,000円にしろとかではなくて、我々としては1万1,800円をお支払いをしていただいて、協議会さんのほうは日当として1万2,000円を支払ったということでもあります。

なお、1万2,000円という数字は、水産庁のほうで地元の方々、いわゆる離島の方々の雇用対策ということで1万2,000円という数字で現実的に瓦れき処理とか、海の全体の清掃費、それで島民の方々に日当を支払っていたということで、いわゆる島内の地上で働く方々も同額というような対応をこちらの協議会のほうではされたんだと思います。

なお、くどいようでございますが、市としては単価1万1,800円を実績に応じて支払わせていただいております。以上であります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 だめですね、副市長。「恐らく」という言葉は、この場ではだめですよ。そういう想定問答をやっているわけじゃないんです。事実論に基づいて一つ一つ確認しているわけですし、恐らくという表現は私は正しくないと思うんです。少なくとも単価は決まりですよ。

もう1つ、じゃあ、別な角度から言いますと、例えば越の浦とか新浜とか、全部1万1,300円です。ただ、それは例えば作業をなさっている方たちの給与というのは幾ら見ても出てこないんです。でも、恐らくはそれで払ったと、こういうことになるんじゃないかなと思います。それは出てこない限りは私もわかりませんが。

しかし、そういうことで本来の単価から200円上げてお支払いするというのはおかしいんじゃないかということ、私はこの表を見て、島民給与費、それは、作業した方にお支払いすること自身は、それはそれで当たり前だと思いますが、じゃあ、その単価についてやっぱり公金として扱っているものに基づいて支出をする限りは、ちゃんとした適正な、しかも協定で結んでいると言われているものの中の1万1,800円が私は基準だと、私はそう思うんですね。そういうふうにならないと、じゃあ、こちらで出された実績報告書あるいはそのほかの作業報告書、これが一体何のための報告したのか、私はその点でも疑問を持つ。やっぱりこういう疑義といいますか、まさしく疑義を持たざるを得ないのではないかなというふうに思うんですね。その辺は一つ一つ聞かなければならないです、やっぱり。なぜこういう単価になってしまったのか。なぜこういう違いがあるのか。その辺は、これは市のほうの関係では1万

1,800円というのは、念のために確認をしておきます、それでよろしいんですね。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ご質問の件についてお答えいたしますが、塩竈市におきまして公共工事を発注する場合の基本単価というものが決まっているわけでありまして。それはこの今ご質問いただいたことに限らず、年間を通して、こういった普通作業については幾らです、軽作業については幾らですという単価が基本的にあります。それに基づきまして、我々は仕事を委託ないしは発注をする場合に基本額を積算させていただくわけでありまして。ただし、受注された方が、例えば今次のようになかなか人手が集まらないというときに施工業者の方々の努力で業務単価を幾らにされるということについては、それはあくまでも請負者としての立場で取り組まれていることでもあります。少なくとも、行政としてはこの仕事がどれだけかかるかということ積算するための単価は、基本的には今申し上げた単価で積算をさせていただいておるといふことでもありますので、ご理解をお願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 公共工事にかかわっても、今回の清掃業務の委託についても一種の公共的な事業です。ですから、それはそのとおりだと思いますが、問題にしているのは、なぜそういうことでの取り扱い、協定を結びながら、1万1,800円という単価を結びながら、1万2,000円になっているというのはおかしいのではないかと私を再度確認をさせていただきたいと思っております。

時間もあと5分ほどしかありませんので、ちょっと私も島民給与について、先ほど新しく出た資料の403ページから404ページのところで、8,318万2,877円ということで一応合計をしてみました。ところが、今1万1,800円で計算をすると一応支払った分が8,318万2,877円になるんですが、実績、つまり作業に携わっている単価を計算すると、軽作業、普通作業も含めて9,855万円ぐらいになるんです、9,855万3,500円。ちょっともう一回、私計算してみますけれどもね。そうしますと、つまり、一体……、報告書の中の島民給与で8,318万円払いましたと。しかし、実際に市のほうの協定で結んだ単価で日数を掛けて、人数を掛けていきますと9,855万円、このぐらいになってしまう。あれ、そうすると、何だ、1,537万というのはどこに消え去ったんだ。こういうことになりませんか。

私は一応数字を見た上で、あれ、おかしいな。島民給与というのは一体どこに消え去ったのかな。あるいは、実際に連絡協議会のほうで一応浦戸諸島への島民給与1,318万2,877円と、

こういうふうに記載されているのに、普通作業と軽作業を掛け合わせていくとそのぐらいに  
しかならないのでおかしいなとは思ってはいたんですが、その辺はもう一度精査をしておき  
たいというふうに思います。

いずれにしても、その辺も確認をさせていただきたいのと、それから浦戸の方に聞いたんで  
す。例えば桂島にお住まいの方。そうすると、雨の日は休んでいたそうです。ところが、こ  
れ、全部浦戸諸島一括で書かれているから細かいことはよくわかりませんが、毎日出  
ていることになるのね、作業の工程を見ますと。休んでいる日、何で実績で出ているんだと、  
こういうことになってしまうんですよ。そうすると、一体それは……、これは市のほうに出  
された日報というか、業務報告ですから、月々の。あれ、この差は一体何なのかなというふ  
うに……。ちょっと私も実際に聞いた中で、実際は雨降ったら休むんだというふうに言っ  
ておられた。毎日瓦れきの片づけに当たっているわけではなかったんだというのが島民の方々  
にいろいろ聞いた中での関係ですので。私はやはりこの点でも報告書なるものの関係から言  
ってもちょっと違うんじゃないかと、おかしいのではないかと。こういう報告のあり方でよ  
ろしかったのでしょうかということ協議会の方に言わざるを得ないのかなというふうに  
思っているところなんです。

島民給与に関してですので、これ以上聞いても、恐らく市のほうでやるというふうにはなら  
ないでしょうから。ですから、そうすると、それこそ前々からお話しされている参考人と  
してお呼びして、島民給与の扱いについてこれが適切だったのか、適切な扱いだったのか、  
あるいは取り扱い等について、なぜこの数字の違いが出たのか、その辺も含めて明らかにし  
ていく責務は調査特別委員会にかかっているのではないかとというふうに思います。両方、市  
のほうに出された公の文書、それから災害復旧連絡協議会の報告書なるもので、私が一応確  
認をした中での関係ですので、そういうことを明確にしておきたいというふうに思います。  
以上でございます。

○志賀委員長 ほかにご質問は。曾我委員。

○曾我委員 膨大な資料で頭も何も、目もわつとなるぐらいな資料なんですが、私、今回、特別  
委員会になって初めての質疑で、既にどなたか委員さんが質問して答えられた部分あるかも  
しれませんが、重複したら大変申しわけないんですが、質疑をさせていただきたいと思いま  
す。

市内を歩きますと、「やっぱり税金なんだから、不正はあつてはならないよ」ということを

何回も強調されて、「議会でも頑張ってもらいたい」というふうに言われます。残念ながら、岩手県から福島県まで大変な被害に遭ったわけですが、瓦れき処理問題でこんな汚点というか何というか、不正というか、こういったことが起きているということは非常に残念なことだなというふうに私は思います。

確かに議会を見ますと、私、当初からいろいろな資料を災害復旧の関係で、国から、また市も全部取っておいているんですが、確かに災害のときに、瓦れき処理どうするんだというときに、これは2011年の大門実紀史参議院議員から、災害復旧の予算は全部国が見るよということになったから、頑張って早く復旧してくれというようなことで、メッセージも添えてもらった資料がございます。その中で、早く、一日も早くということで、とりもなおさずみんなで全力挙げて今日まで来たというふうには思っていますが、やっぱりいかんせん、公金であるものを、先ほど市長も言われましたように、公共工事という場合に、市がどこかに委託した場合でも、塩竈市は先ほど問題になっていました連絡協議会に委託をして、実は連絡協議会でしかわからないといったものが連絡協議会ではなくて別の会社が受け取っていた。こういったことがまた明らかになってきたはずですが、そういった場合に、公共工事のときに連絡協議会の一任になるかもしれませんが、やっぱりきちんとして行政に連絡協議会の名前で受け取った場合でも、ほかの業者に移行した場合に、実は例えば東北重機工事さんとか東華建設さんでやるよといった場合に、それは一々やっぱり行政に本来は公共事業であれば承認を求めるというルールになっているのではないかと思います。そういったことがちゃんと果たされてきたのかどうか。「いや、それは協議会だからわかりませんよ」と、今まで来たわけですけれども、こういう委員会を開いて、だんだん、だんだんそれが明らかになってくる。本来は最初からそういうことをきちんと明らかにするルールというか、公共工事のあり方というものは、そういう点で行政は責任がなかったのかどうか、その辺について、まずお聞きします。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 私どもは今、繰り返しの答弁になってしまいますけれども、震災直後において、市内の建設業関係の業者さんを中心に構成をしていただいております2つの団体が1つになった形での災害復旧の連絡協議会の組織のほうの方々に、当初の震災後の混乱の時期でございましたので、一元的に連絡体制のほうをとらせていただいて、1つの窓口の中で、その後どういった仕事量が出てくるか、どういった作業工程で進められる体制をお持ちなの

か、そういったことが不透明な中で始まった業務でございましたので、私どもはそういったことで一括的にお願いをした中で、そういった中で、協議会の中で総合的に対応できる方々に業務を行っていただくことによって、結果的には早い時期に瓦れきの撤去なり解体業務が進んできたというふうを考えているところでございます。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 最初の始まりのことについては、市民の方々も誰もいろいろ異論を唱えることはないと思います。だから、そのときに走りながら、やりながら、やっぱり行政がちゃんと指導監督をするという責任があるのではないのかと。そこに任せたからそれでいいんだと。例えば公共工事を発注した場合に大きなAの会社に頼んだと。ところが、そこだけでやれないから、Aの会社がBの会社とCの会社に分けて頼むことになったといった場合に、それは逐一やっぱり変更として届けるルールが必要ではなかったのかと。こういう災害だったから、それはやらずに1つにまとめて協議会さんにやったから、それでいいんだということになったんでしょうけれども、今後の教訓として、そうであっても、やっぱりきちんと行政がつかむと、公金のやりとりをする公共工事としてきちんとつかむことが今後の教訓に生かすべきことではないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今回の連絡協議会との委託についてのご質問でありました。

発災当時につきましては、ご案内のとおりであります。限られた職員数の中でも早く市民の皆様方のそういう窮状に対応していくという使命を果たすためには、我々としては連絡協議会という新たな組織にそういったものをお願いしようということでありました。困難な中で、おかげさまで、協議会の会員の皆様方の本当に献身的なご尽力によりまして市民の皆様方に一定程度所期の目的が達成できたということについての協議会各位の大変な努力の結果であったということで、改めて感謝申し上げるところであります。

今、委員のほうからご質問いただきました内容であります。今回は、当初は連絡協議会の構成員というものを基本に仕事に取り組んでいただくということを意図いたしました。当然のことではありますが、構成員、あるいは一部特殊な工事等についてはほかの方々にもということとは当然想定をいたしておりました。ただ、全体としての工事の進行管理といいますか、そういったことについては、なかなか行政としても把握ができなかったというのは事実であります。その後一部会員の皆様方から業務の分担割合についてというようなお話をいただ

き、我々も改めてその内容を確認をさせていただき、協議会のほうにできる限り多くの皆様方の協力のもとでというようなお話もさせていただいたということもございました。

今、今後に向けてというお話でありました。やはり、こういった形で地域全体の建設にかかわる方々の総力でということは今後も必要なことではないかなと思っておりますが、あわせて、災害復旧事業の進行管理ということにつきましては、行政として今後こういった役割を果たすべきかということについては、今回のこういった問題をしっかりと検証いたしてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 前段にもありましたけれども、結局、連絡協議会が総会が開かれていなかったという問題を後で行政側がわかるわけですね。こういう問題。これはみずから市長も認めているわけですし、今回もやっぱり連絡協議会に任せてしまって、進行管理、行政がやるべきことを怠っていたとは言いませんけれども、今後の、やっぱり今回の問題を教訓にこれを見直して、どうあるべきかということをやっつけていかなければならないということだというふうに思っています。

もう1つ、平等、公平というか、そういった問題での上申書が出されているわけですが、今回の資料を見ましても、やっぱり一部の役員に偏っているというのは、誰も、分厚い資料を見ても一目瞭然ですよ。そういう点で、やっぱり連絡協議会が同じように仕事ができるようにというふうな配慮が必要だったわけですが、この点では、どうしてこんなふうに偏ってしまったのか。この点についてはどういうふうに見ているんですか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今回、復興調査特別委員会の資料（その4）の中にも、今までの経緯について若干触れておられたかと思いますが、具体的に申し上げれば、407ページから、この報告会の際に出された解消の理由についていろいろ議論されている部分がございます。私もこの特別委員会の中でご答弁申し上げた記憶がございますが、発災当時の混乱した中で早急に対応できるような、例えば人的な配置、機械的な配置、あるいはその他の資機材の準備ということについては、行政としては把握ができなかったという状況でありました。したがって、特に発災当時の取り組みにつきましては、協議会の内部の話し合いといえますか、内部の中で適切に早急にこういった事業に取り組んでいただけるようにというふうなご要請をさせていただいたところでもあります。そういった塩竈市からの、できる限り早くそういった目的を達成

するために努力をいただきたいということを受けて、いろいろ検討された経過がこの中に残っているようではありますが、例えば機械的な配置の問題でありますとか、あるいは人的な配置の問題。それから、行政側としてもこの部分については責任がありますが、発災当初は、支払い関係をどうするかということまでは我々残念ながら明確にできなかったということがございました。

今委員のほうからは、全て国費でというようなお話のことをご紹介をいただきましたが、そういうことが決定された時期というのは実はかなりおくれしてきたわけであります。発災当初は、やはり塩竈市が3割なり2割ぐらいの経費を負担しなければならないのではないかとというようなことも想定されたわけであります。したがって、このような業務をお願いするときに、本来でありますと、支払い条件、いつ、どういった形で、金額についてはこれこれこういったこととということもあわせてお示しをさせていただくべきでありましたが、ご案内のと通りの混乱の中です。我々もそういったことを明確にお示しするということではできませんでした。そういったことが実は協議会の中でも不安材料としてあったということがこの中にも一部記載をされております。そういったさまざまな事案がありまして、結果としてこのような形になったのかなということについては、我々も改めてしっかりと検証させていただくべきだということを申し上げたところであります。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 これも市長は検証していくということですが、やっぱり行政の、協議会に委託をする点でも、それから仕事をどういうふうに公平に割り振るのかも含めて、初めと中間と処理されるときまで指導監督するという行政の責任がやっぱりやられなかったということが本日の状況を招いているというふうに私は非常に感じますので、今後、教訓に、そういった点で我々議会も含めてですが、私たち先ほどの、前段の特別委員会で高橋卓也議員が言いましたけれども、東松島の汚泥を私たち見てまいりました。やはりきちんとそういうルールづくりのもとでしっかりと、しかも相当単価も抑えた形でやられているということを学んできましたが、ぜひそういった先進地の事例も学んでいただきながら取り組んでいただきたいなということを強く要望しておきたいと思っております。以上で私の質疑を終わります。

○志賀委員長 ほかに質問ございませんか。浅野委員。

○浅野委員 おはようございます。私のほうからは1点だけ質問させていただきます。

今回いただきました資料（その4）の410ページに解散の経緯の部分が出ております。私今

一番というか、以前の質問も同じ中身でございましたが、中倉につくっていたものは、この文書を見ますと、中倉の業務は他社を除くことについては、受け皿を別に対応できるとの協議がなされて了解いただきましたというふうに説明がされているんですが、その時点で、一定の見通しが、受け皿が決まっていたのか、またその後今日までの経過、県との約束は7月いっぱいだったし、それから最終の処理場の部分で年内いっぱいというような話も聞いておりますので、その後の経緯についてお聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 浅野委員からのご質問にお答えいたします。

議事録のちょっと中身のことなので、なかなか文章的に推測するようなところもちょっとあるかと思いますが、協議会とはそういった形で常々残りの災害廃棄物の処理とかそういった形での打ち合わせを行う中で、当初県で示した二次仮置き場の計画の中では、本来であれば、前にもご説明したかと思うんですが、24年度中に処理が終わるというようなところであったんですけども、実はその仮置き場の焼却炉とかそういった用地の関係でなかなか延び延びになっておりまして、稼働始まったのが大分遅くなってきたということで、実際は25年度に県のほうの計画においても延びてきていると。それに合わせまして、市のほうの処理計画も協議会の中で25年7月までには終わらせたいというような市のほうの計画もございましたので、そういった形でお話をさせていただいたということで、収束に向けてというのは、そういう意味として私どものほうでは解釈しております。なので、引き続き、ごみが残りますので、25年度についてもさらに協議会に対しては引き続きお願いしたいという要請をさせていただいておりますので、ちょっと、解散を認めるとかそういったことの文書では我々としては思っていないということでございます。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 経過はわかりました。今現在、中倉のほうの残った部分については、その後どのような状況になっていますか。その辺をお聞かせください。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 そのことにつきましては、ちょっと私どものほうで、冒頭、ご説明、ご報告すべき内容だったかもしれませんが。大変恐縮でございます。前特別委員会の際もご心配をいただきましたし、また、現場視察の折にもいろいろ心配いただきました件でございます。私ども、25年度に6,200立米の本災ごみにつきましては未処理ということでございましたけれ



ども、その後、宮城県さんのほうからもいろいろと、搬入期限が10月9日ということで決まっておるので、宮城県のほうでそういった業務をかわってやって差し支えないというようなお話をいただきまして、6月17日の時点で宮城県のほうにお願いをしたいということで、包括的に県のほうには委託の業務のほうを契約をさせていただいておりますので、その枠の中で引き続きそれをお願いしたいということで依頼をさせていただいております。そういったことで、今現場のほうは10月9日の搬入期限に向けて順調に進んでいるというふうなことでございます。

一部、前にこちらの特別委員会の勉強会等の折にちょっとこの辺、ご報告、一部させていただいておったんですけれども、その際、皆さんにちょっと情報が行き渡っておらなかった部分があるかと思えます。この場をおかりしまして、そういったことでご報告させていただきます。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 では、今宮城県のほうで全体的に委託と。これは私、これまでは全部分別したりの作業があったと思いますが、今回の残った部分についてはまだ一次仮置き場のほうでは全然分別されている状況ではなかったと思えますけれども、それは全部一括してそのまま持っていかれているのか。また、これに関する予算的なものは現在どのようになっているのか。その辺お聞きしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 本来であれば25年度も協議会が存続していれば協議会に引き続きお願いしたいということで、中倉の未処理瓦れきの予算を7,100万程度、予算をお認めいただいてとっておるところでございました。しかしながら、今申し述べたように、協議会がなくなりましたので、県のほうに委託することになったという経緯は申し述べたとおりでございます。その支払いにつきましては、今部長のほうからもお話ありましたとおり、これは23年4月14日に県のほうに事務委託の、災害廃棄物の処理事務の事務の委託に関する規約というものを専決処分させていただきまして、これを7月28日の臨時会でそれをお認めいただいたというのが、これまでもそれを継続してそれに基づいて県のほうで処理を行っているという形になります。これにつきましては、これまでも議会の中で2月議会に、そういった県のほうの経費の精算等が行われてその過不足が示されまして、それに基づきまして2月定例会に補正予算としてその過不足の計上をさせていただきましたけれども、来年の2月にもそのような形で県の精

算が出た中で、中倉の未処理瓦れきも含めた経費の精算でお示しされると思いますので、2月の定例会に補正予算として計上するような形になるかと思います。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 浅野委員。

○菊池環境課長 申しわけありませんでした。分別の状況につきまして、答弁漏れがございました。

今現在、部長からもお話ありましたとおり、6月の下旬に県のほうにお願いをして、県でやるんですが、県で委託して宮城東部JVという企業体に取りかかるわけですけれども、6月下旬は中倉での下準備ということで準備作業に入りまして、7月から本格的な作業に入っております。今、現地等をごらんになるとおわかりになるかと思うんですが、未処理瓦れきもかなりなくなっております。半分以上なくなっているような状況になっております。一部、現地で分別したものもありますけれども、処理を急ぐ関係上、宮城東部JVさんのほうでは、そのまま未処理瓦れきをトラックに積みまして県の二次仮置き場のほうのヤードで分別作業をしているような状況になっておるところです。搬入期限の10月9日までには中倉のほうの未処理瓦れきはなくなるだろうということで今予定しておるところです。以上です。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 私のほうからも質問させていただきます。

まずは前回の私の質問の中で、災害復旧連絡協議会の設立の経緯について、今回でこれについて3回目になるわけですけれども、内容としては、平成20年、この時点で一応、乙として塩竈市災害防止協力会会長、それから丙として塩釜建設協議会会長、2名で協定書を結んでいると。2名が相手として市として協定を結んでいる。これが日にちとしては平成20年2月19日だったと。そんな中、震災が起きて、震災の次の日から口頭で処理をお願いしたところだったと思うんですね。そして、この連絡協議会のほうの設立については、実際は5月、本来の書類的にも、書類的といいますか、進んだのは5月だったということだったと思うんですね、この間の回答で千葉次長が言われていたと思うんですが。実際は、実際といいますか、作業をやっていたのは3月12日からということですので、そこで3月12日の日付で連絡協議会を設置しているというふうなところまで、この間話を聞いていたと思うんですね。

この中で、この間、途中だったんですが、契約上は連絡協議会の規約が必要だと。この規約

については、書類上、第1条には、本会は平成20年2月19日締結されたというふうを書いてあるわけですが、自然なところは5月、震災の年の5月に連絡協議会の設立と同時にこれを、規約をつくっているんじゃないかと、私はそういう質問をしたんですが、これに対する回答はちょっとなかったんですね、きちっとした。私はこれが震災の年にかえてつくられたという形が本来自然な形であって、何らそれに対しては後ろめたいこともないし、現状に即した形なのかなと私は思うんですが、この辺についての経緯、簡単に連絡協議会の規約はいつつくられたのか、それをちょっと簡潔にお答え願えないでしょうか。

○志賀委員長 千葉建設部次長。

○千葉建設部次長兼下水道課長 簡潔にということでございます。規約でございますが、前回もお話し申し上げたかと思いますが、協議会設置というような両組織の会長さんの名前で書類をいただきました、3月12日付でございますが。先ほどお話ありますような、数字的には5月ぐらいの処理だったかと思いますが、そのときにあわせてこの規約も含めましてご提出をいただいたというふうに記憶をしております。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、私の考えていたとおり、設立と同時に、これを20年2月19日という形でつくったという解釈でいいと思うんですが、これはこれで私は問題ないなというふうに思うんですが。その次の連絡協議会の設立に当たっては、これもこの間の私の2回目の質問で言わせてもらいましたが、議長が議会報告会の折に、お願いして設立したんだと。議会も通してというようなことではありましたけれども、議会は通していないし、そういうことはないということで、市長さんから回答がありました。そういう回答でしたが、現実には、連絡協議会の設立と同時に、議長、副議長に市長は相談されたのではないかと。それが自然な形ではないかというふうに私は思っているんですよ。それを勘違いして、議長が議会の側でも要請して議案を通してというふうな話をしましたけれども、これはそういう議案まではいかないにしろ、この話はうそだったということですよ、この間の市長の回答やら何やら。でも、実際は相談はあったのではないかと。議会にもやっぱり連絡協議会をこういった形で設置してこういった仕事をやっていただくと、これについてどうかという打診といいますか、そういったものがあつたと。それを議長が勘違いされてこの間の報告会で言ったというふうに私は思うんですが、ありもしないことをぼっと浮かぶことはないなと私は考えているんですよ。

そんなわけで、これについて市長は、この連絡協議会設立に当たって議長らに相談したのか、

相談したのか否かをお聞きしたいと思います。これは本来の形としては、相談して進むのが本来いい形であって、何ら卑下することも何もないと私は思うんですが。その辺、相談があったのか、ないのか、経緯について、わかりましたらちょっと教えていただきたいんですが。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今ご質問されました議長側の了解というお話でありました。先ほど来申し上げておりますとおり、震災発災とともに、このかつてございました2つの団体から、復旧連絡協議会として1本として震災復興の支援に当たりたいというようなことが申し入れをされました。ぜひご推察いただきたいんですが、我々3月中は本当に困難のきわみでありました。対策本部を1日に五、六回ぐらいずつ開催し、市民の方々の窮状をどうやって職員として対応していくかということ本部会議として開催させていただきました。その席に、議長、副議長を初め、議員の皆様方にご同席いただいております。そういった中で、私のほうから、協議会のほうからこのような申し入れがありましたということについて、たしかご報告をさせていただいたという記憶があります。こういった形で正式に動き出しておりますということについては、大分混乱がおさまった後に改めて議長側のほうに私からご説明をさせていただいたと記憶をいたしておりますので、11日に直接ということではなくて、本部会議の中でこのようにいうようなことで、たしかご報告をさせていただいたのではないかというふうに記憶をいたしているところであります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、この間も確認はしましたし、今も確認をしましたが、議長は相談は受けたと。議長団は現議長ですね。副議長であったので、相談を受けているということになるわけですね。ただし、この間言った発言についての内容については違っていると、うそだということになると思うんですが。わかりました。

次の話に、では、移りたいと思います。連絡協議会についてですけれども、私は一番最初の段階で、先ほど言った経緯で頼んできたのはまず問題ないだろうというふうには考えるんですね。ちょっと建設業法上どういうふうになっているのかなというふうに思いまして、ちょっと調べてみたんですけれども、建設業法、結構かなりの膨大な量でちょっと見切れないんですが、ちょっと一番最初に、総則といいますか、目的を読みますと、建設業法上は、「建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、も

って公共の福祉の増進に寄与することを目的」に定められたものですというふうに書いているんですが、ここでやはり建設業を営む者の資質向上、それから請負契約の適正化ということが大きな柱になっているわけですね。ここで、連絡協議会に発注して、発注したのはいいんですが、これが2年間もずっと続いてきているわけですね。本来は緊急時であれば緊急時の対応で、今回の震災の緊急時というのは2年だという対応、そういった考えであればそういうふうになるのかもしれませんが、本来であれば、今回の震災であれば私の考えるところでは3カ月とか6カ月ぐらいはそれに当たって、後のことについては本来のいわゆる競争見積もりをやって進めているわけですが、そういった建設業法上、発注システム、今までの連絡協議会に発注し続けたのは、やはりいわゆる建設業法上問題があるのではないかと、いうふうに考えるんですが、それについてどう思われるか、ちょっとご回答をお願いしたい。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 ご答弁申し上げます。

また今後もこういったような震災時の発注につきましては、市長答弁申し上げましたとおり、今回の経緯等を検証いたしながら、本来あるべき姿を検討しなくてはいけないということはそのとおりです。なお、今委員がご質問されている部分ですが、23年中に瓦れきを処理する、23年度中に。そしてあわせて23年度あるいは24年度で危険家屋の解体をしなくてはいけないというような、そういった急務を抱えておりました。これらについては23年度にお願いした経緯等もありますし、繰り越せる事業もありましたので、そういう中で復旧連絡協議会にお願いしたところでもあります。一方、本来、公共事業として、復旧事業としてやるべき部分につきましては、今おっしゃっております建設業法に基づいた公共事業の発注そういったことに配慮しながら努力してきたところでもあります。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いわゆるその後からのものは対応はわかりましたが、災害ごみの処理に関してはそうはなされていないと思うんですね。ですから、本来それもいわゆる急にというようなわけにはいきませんが、半年後とかある程度の期間を置いた限りにおいては本来やるべきではなかったのかなというふうに私は思うんですね。今の昨今の建設関係の状況やらを見ますと、やっぱり不調に終わっているところが随分ありまして、大変なことはもちろんわかるんですが、そういったことが本来は必要だったのではないかと。それに対する、そういった方向で検討されたり何かというようなことはされたんでしょうか。その辺ちょっとお伺い

したいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 先ほど申し上げましたとおり、振り返れば本当にこの形でよかったのかとかという部分では我々は反省するところは反省しているところであります。したがって、今後どうあるべきかということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、これらの事象を検証しながら本来あるべき公共事業の発注につきまして、震災復旧の発注のあり方につきまして、我々そういう面では検証しながらあるべき姿をみていきたいと思っております。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それから、方向を変えてもう1つ質問があるんですが、この災害復旧連絡協議会についてですが、ちょっと今回の作業内容といいますか、この工事を発注した形でいきますと、私は丸投げに当たるのではないかというふうに思うんですね。これで建設法関係のいろいろなインターネットを調べたら、Q&Aが出てきて、こういったことがちょっと書いてありました。ちょっと読ませていただきますが、「工事の丸投げとは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請けにその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。建築業法では、これを「一括下請負」と呼び、原則として禁止しています」というふうな形になっているんですね。ですから、いわゆる前段には該当しないが、または独立した一部を請け負わせると。いわゆる協議会で請け負ってにおいて、1%か、事務手数料とっておいて、あとは直接支払やら何やら、現実には業者とやったということなんですよ、全部とは言いませんが。私はこれはいわゆる丸投げに該当するのではないかなというふうに考えるんですが、これについての見解はいかがでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今委員のおっしゃられましたのは建設業法の関係かと思いますが、繰り返し申し上げますが、今回こういった形で災害復旧連絡協議会という体制をお願いをしたということについては、その協議会の構成員の方が30数社おられるわけでありますので、30数社の方々がそういった仕事を施工されたということについては丸投げではないだろうと考えております。また経費としての云々ということについては、これは協議会の内部の話になりますので、私どもからご答弁をさせていただくことは差し控えさせていただきますが、あくまでもこの協議会の構成員の方々を中心に、一部、もちろん下請等があったかとは思いますが、そういっ

た構成員の方がやられるということについては、これは決して丸投げではないというふうに解釈をさせていただきます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 よくわかりませんが、私流に解釈するとやっぱりそれは丸投げじゃないかと、そういうふうに解釈、私はしてしまうんですが。そんな中、業者の中では、連絡協議会の中では仕事の分担やら何やらで不つり合い部分が出ているという、そういうことを考えるとどういうふうになっているのかという、本当に疑問符がぼん、ぼん、ぼんと打ち上げられてくるわけですけども。私は基本的には丸投げかなというふうに考えます。これも本当はおかしい話で、先ほどの市長が答弁されたように、いわゆる地震後、発災後、私流に考えれば、半年とか3カ月ぐらいであればそれでも通じるのかもしれないけれども、2年もというのは私はどうも納得できないというふうに思います。

ちょっといつから私発言したのか、ちょっと時間があれなので、次に移らせていただきますけれども、今度は、これも私の質問、1回目、2回目も同じ質問しているんですが、昨年11月の産業建設常任委員会の協議会の議長の発言についてであります。これについては、大きな内容としては、解体した建設の鉄骨材を横流ししていると。それも1人ではなくてみんなだよということでしたね。そして、それに対する回答としては、副市長が答えていただいたと思うんですが、自社処分している業者は1社ですね。調査をして返却してもらったという話をされていたと思うんですが。この中で、1人ではないということでは言っているんですね。みんなだという話をしているんですね。そういう基本的な言葉から解釈していくと、それは議長が話してくれないので、あれですが、話すあれがあるのであれば話してもらったほうがいいんですが、みんなだという、そういう内容なんです。みんな横流ししていたと。

そういうふうなことを考えると、一部の業者ではなくて、ほとんどの業者がそうやっていたと、極端な話ですよ。それは私の考えが卑しいのかもしれないんですけども、いわゆる例えば、わからないですけども、1トン出たものの中から半分は横流し、半分は申請している。そういうこともあり得る話かななんて思ったりもしているんですね。ですから、自社処分していたその業者だけで片づけた回答をした副市長の回答にはちょっと疑問が残るところが大きいと私は思うんですが、この間は、いわゆる解体の実績を見るとそれはないということでしたよね。そこをちょっとだけ簡単に。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長　まずは1点確認させてください。今鎌田委員さんが私のこれまでの自社処分された企業から返却させたというようなお話ございました。そういう返却という形ではなくて、塩竈市の指導がふくそうしていたと。協議会で処分するというものを場合によっては自社で処分してもいいよというような指導を市役所から受けたというような、そういうふくそうしたものがありましたので、そこは自社処分を切っていただいたと。ですから、本来の形に戻してくださいと。協議会のほうにその自社処分した部分に戻してくださいということで、その金額をお戻しいただいたということです。決して、返却させたとか何とかというわけではなく、本来の形に戻してくださいということにお答え申し上げましたので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

また我々何度もお答え申し上げましたけれども、例えばコンクリートの建造物とか、あるいは工場、鉄骨建物等々につきましては、1個、1個の指示書を出しておりますので、そこに対しては、推定の発生トン数というのは我々数字をとらえております。その発生トン数に対しまして、実際越の浦処分場のほうに有価物として運んでいった伝票等を突き合わせさせていただきます。それで比較したところ大きな乖離はありませんでした。これは1個、1個、そのケースごとに調査させていただきましたので、そのうち、1社だけが自社処分された部分がありましたので、本来の形に戻していただいたということです。

○志賀委員長　鎌田委員。

○鎌田委員　いや、何か私が言っていることと違うんですかね。いわゆる自社処理をしていたと。その分についてはお金は自分のところ、売ったのかどうか、わかりません、自社処分、自分のところに入れたと。それを返却してもらったという形ですよ。そうしたら、別に私が言ったことと何ら変わりはないんじゃないかなというふうに思うんですね。

それはそれとして、そこで、この間、全員協議会、6月10日だったと思うんですが、全員協議会でいわゆる実際に処理されている青南商事と、あとは環境課のほうに行きました。環境課のほうで説明受けた資料なんです、これはその前にも委員会で出ているらしいんですけども、いわゆる鉄骨の把握はどうしたのかと、ごみの処理の搬入の段階でどうしたのかということで、災害廃棄物の搬入表というものをを見せていただきました。これは一部だけですけども、この中で鉄骨で3立米というふう書いてあるんですね。「どういう書き方で、どういう把握をしているの」と言ったら、個人申請だと。そしてなおかつ、大体このトラックでこれだけだという、いわゆる計量もしていないと。そういう状況の状態なんですね。3



立米ですから、これは容量的な問題で、重さをはかっているんじゃないんですね。容量を見ているだけの話なんですね。いわゆる空間、スペースがかなりあるわけですね。それをどうやって……。

先ほど言われたように、今までの実績を検討して、精査してということをやられていますけれども、それがそんなに自信のある数値なのでしょうか。私は先ほど言ったように、卑しい考えであれば、いわゆる10あるうちから3つぐらいもらう、あと7ぐらい申請しておけばいいんじゃないかという業者もいっぱいあったんじゃないのかなという、そういう思いもあるわけですね。もちろん、そのまま正直に出しているところもあるだろうけれども。先ほど言った精査したというデータがそんなに根拠のある、そんなに正確なものなのか。この間もお話をさせてもらいましたけれども、いわゆる許可申請、建築の、そのときの図面をもとにここには何ぼ使っている、何を使っているということを全部算定されたもので算定して、全部がそういったことでオーケーだということであれば私は問題ないと思うんですが、そういうことではない中で、実際に搬入表を見ると、ただ単に、見かけ上3立米という、それで処理されていたものが正しいという、これが根拠になっていると私は思っているんですよ、この形が。実際はどうなんでしょうね。本当にそうなんですか。私は何件かは台貫にかけてはかかっているとか、そういうことをしたのかどうか。それは前にも聞いたような気がするんですが、この辺は。本当に正確な、市ではそういうふうに正確に把握していると思っらっしゃるんでしょうか。そこをちょっとお聞きしたい。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 鎌田委員さんのご質問にお答えいたします。

やはり震災の危険建物の解体に伴いました越の浦への搬入につきましては、おっしゃるとおり、24年度からそれぞれ廃棄物の種類ごとに、鉄類であれば何立米、木くずであれば何立米、瓦れきであれば何立米ということに、種類別ごとに目視確認をし、搬入する人あるいは受け付ける人ということで相互で確認をして、おおよそこの程度の数量だということによって搬入いただいているという形のもので記録として残っております。

実は、さかのぼりまして23年度におきましては、さすがにそこまでちょっとその状況には手が回っておりませんで、トラックが、1トン車1台入りました、4トン車が1台入りましたということで、トラックのトン数だけで処理をしていたというような経過がございました。したがって、鎌田委員おっしゃるように、それがまず1つ、今となつては根拠の1つと

ということでございまして、これに基づいて、県のほうから示されております一応搬入する際の比重という考え方もありますので、そういったものに乗じて、それで一定程度、鉄類であればおよそ何トンということで定めまして、それが解体業者さんのほうで解体を受け持たれたそれぞれの建物ごとに、どのくらい発生するのであろうかという数字と比較してこの数値が大きな乖離がないのかどうかという点を確認をさせていただいているというようなことでございます。したがって、台貫にかけるというようなことが当時ちょっとできておりませんでしたので、台貫にかけて精査したのかということにつきましては、そちらはできておりませんので、そういった中での今私どものできる範囲でできる限り精査しての状況ということでご理解いただければと思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと混乱時期という話、ある程度混乱していたというところはあるのかもしれませんが、2年も同じ手法で来たというのはどうも納得いかない話で、今、計量はどうかですか。丸々……、私は石油会社にいたわけですけども、どんと車全体の数量を本当にはかりの台の上に乗かって、積んだ後はまたはかって、その差し引きを引いて何キロ積んだということでみんな処理しているわけなんです。今どきは簡単な簡易方法としては、いわゆる体重計みたいなものを2個用意しておいて、後輪と前輪と片側だけ測定して倍にする、簡易なそんな測定もあるわけなんですよね。ですから、こんな世の中に2年間もやっていないというのが本当にずさんな管理じゃないかなと私は思うんですよ。

そして、ちょっとこの話も時間がないのであれですが、この間要求したものの資料も、その4、7月12日で終わったやつ。これで、連絡協議会の総会の質疑の中で、416と書いてあるページは、中沢組の方が、「私のほうから話をします。この件は先週の金曜日、西村先生が来て、和田さんから依頼されて来たんだ。何とか解決したい。お話ししてもらえないかとのことで、千葉篤さんとお話ししました」と。こういう内容が書いてあるんですね。ちょっと千葉篤さんは、西村先生が心配なさってというふうに書いてあるけれども、どういう心配をしたのか。なぜ、そういうふうなことをやっていたのか。いわゆるこの連絡協議会があって、連絡協議会で審査をしているので、審議をしているので、禁止事項ではないのかなと私は思うんですよ、議員として。ですから、これについて、どれだけ連絡協議会も、わからないよ、根本的なことをしているのか、していないのか。どうしてなされたのかをちょっと西村議員にお尋ねしたい。

○志賀委員長 この場では、質疑応答、委員間ではできませんので。

○鎌田委員 皆さん、ご存じと思うんですが、議長が、私発言していただきたいと、先ほどの有価物の横流しについてはずっと言い続けてきました。そうすると、こういったものをいただきました。議会での質問は執行機関を対象とすると。そして、いわゆる議長はその質問に対する質疑は認められないという文言が書いてあるんです。議長はと書いてあるんですね。委員やら議員は関係ない、どこにも書いてない、この要綱に。なぜ答えられないのでしょうか。私は思うんですが、きっちりその辺答えていただきたいと思うんですね。そういった要求をして終わりたいと思います。

○志賀委員長 嶺岸委員。

○嶺岸委員 資料が出てきたということで、ご発言を許していただきたいと思います。

まず、協議会の中の話でございますけれども、これは協議会の中でその本人が手を挙げて、そういうような中身について、手を挙げて私が有価物を横流ししていたと明確にお話をしました。そのことについて、当局に対して、協議会ですので、委員会ではございませんので、すべて法的根拠に縛られない。いわゆる公開条例から外れた中身でそれを確かめたかったということでそれを確かめました。そして、調べた結果、その1社が出てきまして、市に返還をした。その他については、これはその資料から出てきた話でございますので、その点についてはよくわかりません。その人の話が、そういうふうに手を挙げて、その36社の総会の中でお話したということですので、それがはっきりしたために、私はここで明確に言わせていただきます。資料の中にも答えが出ていますので、よろしくお願いします。

それから、発災当時の市長の申し入れについてでございます。私は当時、副議長でございまして、議長と連絡をとるにもとれない状況にありました。私のうちでも、もちろん156センチ上がりまして、にっちもさっちもいかない状況で、避難民の誘導、それから役所がどうなっているか、必死の思いで役所に行きましたけれども、議員さんは誰もおられませんでした。そこで、市民の……。いなかったというのは会わなかったという意味です、済みません。議長とお話とれましたので、これについては早く、早急に市長のほうにお話をするべきだと言ったんですけれども、その中身については、先ほど市長が言ったとおり、連絡は、本部の会議の中でそういう話をさせていただいた。それから、これは発災当時、各議員に、議会を開くべきだという声を何人かの先生からいただきました。だけれども、連絡網が全て閉ざされておりますので、それはできないということで、それで議長と私とで市長に再度、こういっ

たふうになっているよと。その中で、まず国道の瓦れき処理については、今ボランティアで大手ゼネコンが2社入ってきたと。これは早く許可してやらせるべきだというご進言をしました。そういうようなお話でございます。

決して、市民に対してうそをついていることは一切ございませんので、何かの間違いで鎌田委員は考えたのだと思います。ただ、法的な根拠があるかどうか、あるいはルールに従って議長は平等に市民の命と財産を守るために身を削って頑張ってきたということだけは申し上げたいと思っています。以上でございます。

○志賀委員長 今、嶺岸委員に特別、発言を許可したわけですが、こういう発言というか、質問がこれからもこの委員会の中で多分出てくることもあると思います。この辺については、従来、委員会での委員同士の質疑応答はない。慣行例上ないということで行われてきませんでしたが、次回からは、これは議運を通してもう一回その辺の検討をして、やはり委員会の進行の迅速さ、こういったものを考えて、やはり委員間の質疑応答も許可するというような方向も議運の中で考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問の方いませんか。菊地委員。

○菊地委員 私からもちょっと確認させていただきます。

いろいろ委員間同士の質疑というもの、委員長から前向きな発言がありましたが、たしか基本条例の中で議員間の討議というものもありますので、それはあっていいものと私は思っています。それは先ほど委員長さんが議運である程度諮られてというふうな思いやりがあったので、それは委員長さんの重みを感じまして納得しますので、進めてください。

おかげさまで、資料（その4）のこんなに分厚い417ページほどのものをいただきました。ご苦労さまでした。この資料をいただいたわけですが、本当にいっぱい、私なんか見ても、「はあ」と感嘆するものが多いんですが、この資料を、市長、見て一言、何か感じたことありませんか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私どもは行政の立場でありますので、特別委員会から要求がありました内容については、極力、要求の内容に沿って調整をさせて出ささせていただいております。したがって、感想を申し上げる立場ではなくて、出しました資料が資料請求をされた方々の意に沿った形になっておればというのが私の感想でございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 委員会から要求があったから調整して提出したと。しかし、出すに当たって、やっぱり自信と確信を持って出してくる資料ですので、この資料をある程度、見ないで「はい」と、小山部長さんを中心に資料をつくりましたとって我々に来たものか。ある程度市長も、こういった資料できょう示されるわけですから、この資料を見て、うんと立派な資料で何ら問題ないねというふうな思いがあったのか、その辺を聞きたいんですよ。ただ、出されたから、要求があったものを出しました。後は皆さんでという……、この資料、膨大な資料を見てどう感じたのかなという一言をいただきたいんですね。すばらしいものだというのであれば、それに基づいて我々はほかの前の資料のことでご質問をしたいんですが、この資料にしまして、市長の感想というものを一言聞きたいなというのは実際私の考えであります。答えづらいというのであれば仕方ないんですが、せつかく資料、417ページにわたって職員さんがつくられた資料なんですよ。そのことを、質問を、じゃあ、ちょっと若干させていただきます。

後ろのほうの議事録関係なんですけど、ちょっと見ていて、このやりとり、「これは協議会さんのことだから、知りません」と言うかもわかりませんがけれども。だから、この議事録を読まれて市長はどう感じたのかなというのが聞きたいんですよ。この中で言っていることがみんな正しいんだと。そして、ごもつともな話だと思うのか。いや、こういう会議というのは議会とか委員会とかではあり得ないかと、そういう思いがあったのか。こういう会議は、民間だから、こういうものがあっていいのかなと、そういう思いを聞かせてもらおうと助かるんですよ。でないと、417ページには、「特捜から、初めて言うけれども、家じゃ言えないよ、恥ずかしくて、歩かせて話したよ」なんていうこと。それから、警察からは2時間にわたって事情聴取だのそういうものがあったという。こういうことをどう感じてやっているのかなというのが私知りたいんですよ。

というのは、鎌田さんが言っていますとおり、いろいろな問題が提起されました。先ほど、昨年11月20日の産業建設常任協議会のある委員さんの発言の件で、私たちはみんなびっくりした。私はあの話を聞いてすぐ総務部長のところに行って、「大丈夫なの」と。我々は9月の決算委員会やそういうところでも警察の事情聴取どうのこうのと……。質問しても「一切そういうのはありません。承知していません」の一点張りだった。そういう問題、いろいろな、石巻やら七ヶ浜で問題になっていることが塩竈に来たら大変だという、そういう思いでやっていたら、自社処分が出て、鎌田さんが何回も質問しているとおり、270円、約

6万円くらい戻した、戻さない。もし、こういうことがあったとしたら、この業者を指名から外したとかそういうことはなかったんですか。何か、うわさに聞くと、指名から外しているよというふうにも聞いたんですが、その辺の事実はどうなんでしょうか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 1点目の協議会の先日開催されました報告会の中身については、私も全て目を通させていただいておりますし、今回提出しました資料については、全てのページを私も目を通しております。したがって、そういった中で今回資料提出をさせていただいたということでもあります。また、報告会の中でいろいろ議論されていることについて、行政としての立場で内容等について確認をするべきものがあれば後ほどまた確認をさせていただきたいと思っております。

ご質問の、例えば今、有価物の処分の問題についていろいろご質問いただいております。先ほど鎌田委員から建設業法のお話をいただきました。まさに建設業法上は、甲乙対等ということでもあります。したがって、受注者におかれましても、法令を遵守するということが当たり前であります。したがって、有価物というものがどこに所属するかということについては、これは当然、自明の理で仕事をしていただいていると思います。したがって、私どもは少なくとも塩竈市の建設業の登録をされて、今までもこういった仕事をやられてこられた方々が万が一にもそういったことはないだろうという思いでありました。

もう1つ申し上げればありますが、先ほど来、チェック体制の話をいろいろいただきました。本当にそういった体制を組むべきではありますが、実は今ご説明をさせていただいております瓦れき処理に当たった職員ではありますが、五、六名の職員でこれだけの仕事をやってきた。やらざるを得ない。あえて申し上げさせていただきますが、そういった体制の中です。そういったこともございまして、今、建設業法の中では、先ほど申し上げましたように、甲乙対等という立場でありますので、有価物がこれだけ発生をしましたということであれば、基本的にはその内容で受理をさせていただくということでもあります。なお、先ほど来、議論になっている部分につきましては、確かに越の浦の処分場に持ち込む際は、トラック等で持ち込んで、その容量で確認をさせていただいております。持ち込まれました鉄筋等の有価物については、中で清掃した上で、改めて、先ほど現地調査を行っていただきました業者等に持ち込みをさせていただいておりますが、その際には重量をきちとはかっているということでもありますので、我々は今回このような仕事に携わっていた業者の方々は全てこの辺

をしっかりと理解をし仕事を行っていただいたというふうに考えているところでございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。いろいろ建設業法関係のこともご教授賜りましてありがとうございます。

今聞いたんですが、先ほど鎌田委員は丸投げじゃないのというふうな話、話されています。建設業法を遵守するのであれば、受けたのは連絡協議会なんです。仕事をしたのは各個人の会社じゃないですか。ですから、その辺の、仕事を発注したのは協議会かもわからないけれども、協議会では仕事は行った。そして、お金は個人の業者に行くんだっただけけれども、お金はちゃんと協議会のほうに入っているんじゃないですか。そこから分配されている。だから、丸投げじゃないですかと鎌田さんは言っているんですけども、その実態、私はよくわからないんですが、建設業法に連絡協議会というのはちゃんと規定された……、前にも何だかなき法人とかというふうな話あったんですが、その辺大丈夫なんですかという、そういう心配もするわけですよ。

そして、先ほど、連絡協議会のことを言ったんですが、連絡協議会をつくる時は2つの業者で来ました。そして、立派に連絡協議会、そして、会長さんやら、副会長さんやら、皆さんが選任されてなっています。しかしながら、解散するときにはそのつくった業者というか団体の2名から、来て解散の申請がなされて、それが受理したかどうか、存じませんけれども、何かその辺がすっきりしない。みんなで、こういう災害のときだから、大変だから、連絡協議会をつくりましょう。災害連絡協議会をつくりましょうとって、せっかくつくった。だけれども、解散するときにはつくった2団体から届けがなされて、それを受けたというのは、何かちょっと腑に落ちないですよ。なぜ、そういうややこしい、行政側がするのかなというのが私は理解できません。

何か答弁等を聞いていると、発災当時のあの混乱の時期それはわかります。鎌田さんの言うとおおり、3カ月か半年まではそういった発災当時で本当に塩竈の復旧・復興についてとにかくみんな全力投球したというのは、それは認めます。だけれども、2年にわたってそのまんま仕事はばんばん連絡協議会のほうにやるは、そして、その間に立って我々は臨時議会や委員会等で「ちゃんと指導監督してください」と、何度も何度も念を押して言っていたはずなんです。こういう結果になった。だから、何か理解しづらいところがいっぱいあるんですよ。この報告書の中だって、警察から事情聴取されていることとか。それから気になるの

が、415ページの中で、業者さんと当局からというのも指示書の中にあるというふうに、だから、こういったところで市の名前が出てきているんだから、市としては、ちゃんとこの報告書を見て出して、その事実内容がどうなのかという、そういう検証をしてこの報告書を出されてきたんですかと、もう一度聞きたいと思います。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 私どもはこの報告書のほうをお出しいただきまして、やはり行政がかかわる部分でちょっと疑義があるような部分については、担当されている事務局のほうに、何点か確認させていただいたということはございます。以上です。

○菊地委員 どうも、部長さん、ありがとう。何点か確認されておると、もし言えるのであれば、行政側としてこの報告書を見て何が疑義があったのか、その辺お答えできますか。そうすると、こういった特別委員会が物すごいスピードで、それから我々と当局が一致しているなどということで、まさしくちゃんとした事業が推進されたんだなという確信をされるかもわからないので、その辺、疑義があったところを確認したところをお答え願います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 お答えいたします。

まず、精算報告会の資料のほうでは、伊勢委員さんからもお話ありましたとおり、島民の給与等についての確認等もさせていただいたようなことを私のほうからもいたしました。金額等も確認させていただいたというようなことがございます。その他につきましては、先ほど、浅野委員さんからお話ありましたとおり、収束に向けての解散に向けてというようなニュアンスで文章のほうがなっておりますので、市のほうも一緒にそういうふうな考え方になっているようなところも文章上見受けられましたので、これについては我々は身に覚えがないとか、そういった要請をした覚えはございませんので、その辺もちょっと確認をさせていただいたところがございました。議事録ということで、どうしてもいろいろな発言の中で、それを文章にしてしまうと直接的に表現があるようなので、その辺、我々もちょっとなかなか読み取れない部分がございます、そういったところはいろいろ聞かせていただくと、事務局から協議会に聞かせていただいたという経緯がございました。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ当局はご苦勞なされてこういったすばらしい資料を出していただいたと思っております。今、給与の関係と解散の表現の仕方でないかというふうなもので疑義があっ



たというふうなことなんです、その考え方なんです、当局として、警察からの事情聴取とかそういう文言というのは、当局全体としてはどうとらまえているんですか。ただの話じゃないの、何か裏にあったんですかというふうな、そういう認識とか推察とか、そういうものがなくて、ただ出されたものを聞き流すだけの資料だったのか。それだけ、ちょっと確認したいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 この議事録の中の委員の発言についてであります、これはプライバシーにかかわる話であります。先ほど来いろいろ申し上げておりますとおり、それぞれの独立した法人が警察からどういった事情でどういったことを聞かれたかということについては、我々行政が関与するものではないかと思っております。ただ、委員のほうからも今お話いただきましたが、今回の有価物処分について、他市町でもそのようなことがあったということについては、我々としては組織内ということについての内部点検はさせていただいたところあります。先ほど来申し上げておりますとおり、どれぐらい有価物が発生し、それをどのような形で処分し、価格についてはどういった形をもって妥当として取り組んだかといったようなことについて、内部として内部でチェックはさせていただいたところがございます。そういった中で、前回、資料という形で出させていただき、今現在、有価物については、既に協議会から塩竈市のほうに返納いただいている金額がありますので、それをもって今現在は妥当ということで考えておるところでございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 有価物に行ったり、協議会の解散に来たり、そっちに飛んだり、こっちに飛んだりの質問になっているわけなんです、行政側として、やっぱり指導というか、行政をスムーズに進めるのであれば、やっぱり間違っただけは間違いというふうな感じで相手の協議会なり業者にちゃんと指導する、監督するという、そういうものが重要ではないかなと思っておりますよ。この有価物の話といっても、全然監督しなくて……。ごめんなさいね、6月10日の資料の28ページです。これでいうと、先ほど来鎌田さんが言っている産業建設常任委員協議会において、金属スクラップの自社処分が問題あると、これから初めてわかっての、ある委員さんの発言によってこういうようなことがわかったんじゃないんですか。それまで全然わからなくて、出されたものは全部妥当です、妥当ですとやってきたから、こういうふうな問題があったし、ある一部の団体からちゃんと公平、平等にやってくださいよというふう

な上申書なんかをいただいた時点でちゃんとしておけば、私はこんな問題、新聞に6回も載るようなこと、テレビで騒がれるようなことはなかったんじゃないかなと思うんですよ。この有価物の自社処分についてだって、後手、後手、後手じゃないですか。そして、返してもらったからいいんですと。私はこの間、大河原なんかでも何か福祉関係の方が一時的に使った。戻したからといって無罪放免にならなかったですよ。この辺の近隣だって、補助金やら何やら、公金を適正に使っていなければやっぱりちゃんとした行政としての判断をして、市民にわかりやすく、そして公平・平等に全部が使われていますよというふうにしていくのが私は行政だと思っているんですが、そういった基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 有価物の自社処分についてお答え申し上げたいと思います。

何度も申し上げてきましたけれども、まず自社処分につきましては、善良な管理処分ということをお我々にとらえているところであります。決して、そういう悪意をもって処分をしたというのではなくて、その経過につきましては何度も申し上げておりますが、行政の指導がふくそうしたということで、自社処分された責任者は、まずは行政側のほうから、越の浦処分場がふくそうしているの、まずは管理処分してくださいと言われて。それで、自社処分しましたということで、その数量についてはこちらに報告がございました。したがって、その数量そのものを、我々がお願いしている連絡協議会のほうで一括処分ということで、そちらのほうにしっかりと報告あるいはその自社処分された額をこちらの方にお戻しくださいよということでやらせていただいております。したがって、我々は自社処分については、悪意をもって自社処分したということではとらえておりませんので、行政側の責任も実質あるのかなと思っております。以上であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 私は悪意がなかった、善意でやってもらったという話は議論するつもりありません。正しく仕事が発注というか仕事をされて、正しく仕事がされたのかどうかというのが問題なんです。そこに善意があったか何か、善意だったら、皆さん、発災当時のあのボランティアですよ、建設業者の。それが善意だと思いますよ。それが私的に考えると、5月の末あたりか、国費で全部そういうものを持ちますよとなってきた時点から、ある一部の皆さんが欲を出したのではないかなと思うんですよ。ですから、善意をずっと大事にして行政側が指導していただければこういう問題は起きなかったんですよ。そこに人間のさがでありま

す欲というものが入ったから、こういうふうな問題になったのかなと私は思っていますよ。行政側がすきを見せたんじゃないかなと思うんですよ。皆さん、塩竈市民の業者なんですよ。その人たちの仕事が本当に尊敬されて、表彰まで受けている業者さんいっぱいありますよ。ですから、こういう問題が起きて私は本当に非常に残念だなと思うんですよ。それをやっばり、先ほど副市長はこれを教訓にこういうことがないようにと言うけれども、教訓でなく、今でしょう。今がこういうふうになっていたんだから、今をどうするか。そして、どう解決するかというのが行政に課せられた、私は最大の責務じゃないかなと思うんですが、違うでしょうか。あと、いつ起こるか分からない災害含めて検証して残しておくというよりも、今行政が働きかけスムーズにする。

この議事録にも載っているとおり、ある議員さんが話し合いに行った。それはすばらしいかもわからないけれども、特別委員会というものが設置されている間にここでの手打ち式みたいなものをやられたら、我々は、議会はばかにされているのかなという議員さんはいっぱいいると思いますよ。そういうことが起こり得る体質の仕事を受けた業者さんたちなのかなと思うと、本当に非常に残念ですよ。3・11のあの災害があって住民が苦しんで、そしてこういう流れでまた心が痛んで、本当にこれで塩竈市が日本で一番住みたい町になるんですか。それを聞きたい。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 経過については、今までたびたびご説明させていただきました。先ほども、委員のほうからは解散時のお話にも言及されましたが、解散については、塩竈市が認めたということではなくて、期限がきましたのでということで扱っておりまして、決して、議員のご質問したように、認めるときは行政が、それをまた行政が解散を認めたのかというようなご質問でありましたが、決してそういったことではないということについては、今回の特別委員会の中でも再三再四ご答弁を申し上げているはずでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

また、先ほど来、業務量の問題についてお話をいただいております。この部分については我々もしっかりと検証しなければならないということを申し上げさせていただいておりますが、なかなかご答弁できにくい部分があります。それは先ほど来の建設業法の話であります。発注者と受注者の対等の立場という中で、行政がどういった役割を果たせるかということで、我々が躊躇した部分があったことも事実でありますので、そういった部分につきましては、

今後しっかりと検証しながら対応させていただきたいということを申し上げたつもりでございます。今回の大震災で多くの方々が大変な被災を受けられております。こういった方々が一時も早く、従前どおりの、あるいは従前以上の市民生活ができるようにということが我々の最大の課題でありますので、今後ともそういった課題解決のために必死の思いで頑張っ  
てまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 今市長のほうから解散のことについて言及されました。建物は期間が来たので、そういうふうな取り扱いだ、認めているわけじゃないと。だけれども、この塩竈市災害防止協力会会長、それから塩釜建設協議会会長、2名の連名で解散についてというふうな文書が来て、受付印を押しているんですよ。これが私は災害連絡協議会の会長名1つで来たのだったらいいと思いますよ。何で2名、関係ない者が来ているのに、受付印を押して受け取ったのか。これは受け取ったということは認めたんじゃないかと私はそう思いますよ。ただ、3月29日で日程がずれた、どうのこうのというのはわかりますけれども、そういうことをしておきながら、何かちょっと筋が通っていないから、私は疑問に思って、本当に何か、ただ一言では残念だな、悔しいなという思いだけです。以上で終わります。

○志賀委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○鎌田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料名称、該当ページなどをお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。

どなたかございますか。高橋委員。

○高橋委員 何点かお伺いします。

資料別冊6の一次仮置場実績報告表の54ページから61ページまでについて、54ページを主に  
して、まず1点お伺いします。

真ん中辺より少し下の一番左の行になりますが、普通作業員という名称ですけれども、この

内訳について、まず教えてください。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 普通作業員でございますが、こちらは備考欄にあるような形で、人力分別作業をされる作業員ということでございます。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 住所別といたしますか、お住まいのおよその内訳なんですけれども、いわゆる島民給与を受け取っている作業員がどのくらいで、あるいは島外からこのためこられた作業員がおよそどのくらいなのか、おおよそで結構なので、具体的な精密な数字がわからなければ、教えていただきたいと思います。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 大変申しわけございません。おおよそというお話でしたけれども、浦戸の仮置き場で島民の方向何人、それ以外の作業員の方が何人というのは、ちょっと内容については把握してございません。以上でございます。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 それでは、別の角度からお伺いしますが、島民給与として支給を受けている3人の方は、この普通作業員に大方含まれているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 作業の内容によってもいろいろあるかと思いますが、協議会で皆同じ同種の仕事をお願いしているかどうかというものもございしますが、一般的には軽作業の作業員と普通作業員のところでお支払いをしております。以上です。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 ちょっと明確にはなかったんですが、島民作業員がほぼ含まれているものというふうに私は考えているわけですが、ここで、54ページから最後の68ページまでを見ますと、ほぼ、先ほど伊勢委員からも質問ありましたが、日曜日を除いて、一部土曜日も休みのときのごく一部あるようですが、日曜日を除いて毎日働いております。当然、作業別の給与が支給されるんだと思うんですが、桂島の方からの話では、雨の日は当然作業をしなかったのも、給与はいただいているというお話でしたが、その一覧表を見ますと、雨の降る・降らない、あるいは雪の日もあったかと思いますが、そういうものにかかわらず、日曜日を除き毎日作業しているかのように読めるようですが、その辺はいかがでしょうか。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 天候の状態で作業を休んでいたかどうかというところは、作業員含めて休んでいるか、全体の仮置き場の関連の中で休んでいるかというようなところもございますけれども、ちょっと詳細については、雨で全部休んだというようなところの話はありませんけれども、1つ1つの作業員の休みにつきましては、その詳細についてはちょっと把握しておりません。以上でございます。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 月別に見てみますと、この日が休みだから特別少ないという日はありませんので、休む、休まないにかかわらず、毎日同じ人数で作業しているというふうにこの表では毎月毎月なっているわけで、詳細は確かに、答弁としてはわからないというお話になるのかとは思いますが、雨が降っている日は、もし作業をしたとしても人数は当然少なくなるのではないかと思いますし、現に島民給与を支給されている方が雨の日は作業をされなかったと申しているわけですから、その日については作業人数が減ってしかるべきなのに減っていないというのは、どの辺に原因があるのでしょうか、お伺いをします。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 例えばですけれども、57ページの資料をごらんいただきたいと思うんですが、10月分をごらんいただきますと、軽作業員なんかについてはある程度、日ごとに40人だったり、50人だったり、45人だったりというようなことで多少のばらつきがございます。それから、天候に合わせてなのか、作業の内容に応じてなのかということについては、ちょっと今の段階ではわかりませんが、多少そういった業務によってばらつきがあるということとっております。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 それでは、59ページについて聞きますが、今、便宜的なご回答があったわけですが、1カ月を通して、普通作業員等々人数が実際に変わっていないということを考えても、私はこれはあくまで人数合わせ。そして、この休んだ分のお金が一体どこに行ったかというのは、当然巨額に上ると思いますので、この問題ことについては今後取り上げていきたいというふうに思います。この場では、ご答弁については以上の指摘にとどめておきます。

次の質問ですが、まず、本当のあの混乱の中で、奮闘、尽力、汗をかかれた当局、そして、建設業界の皆さんの本当のあの奮闘に対しては心から感謝申し上げるし、敬意を表するもの

である。これは全ての質問の前につけても余りあるものではない、不足するものだと思いますが、最初に述べておきたいというふうに思います。

根本的な問題について、まず1点、市長にお伺いしたいんですが、あの発災当時の混乱の中で適切に対処できなかったと、そしてまた当然、支払先等については、その点でも先ほど曾我委員からも質問ありましたが、直後に明確になどとともできるものではなかったということはもちろん当然でありますけれども、事ここに今に至りまして、震災発生時混乱したのは被災自治体はどこでも同じですし、その後の処理、それは進みぐあい等々いろいろございまして、どこでも大変であったわけです、自治体は。そういう中で、なぜこの問題が塩竈市だけ起こったのか。市民に大変な怒りと心配をさせるようなこのような事態に、なぜ塩竈市だけが陥ったのかということについて、市長の見解をまず伺いたいと思います。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 概括的にこうでしたということは申し上げにくいと思いますが、先ほど来、ご答弁を申し上げておりますとおり、塩竈市域の22%、浦戸についてはほぼ全域が津波被害を受けたというような状況の中で、我々はそういう状況から一時も早く市民の皆様方に一定程度の安心をしていただけるような環境をつくるべきだろうということで、さまざまな取り組みをさせていただいてまいりました。これも繰り返し申し上げて恐縮ではありますが、塩竈で配置しております職員については、このような異常時を想定した職員数ではないということについては委員各位にもご理解をいただけるかと思っています。具体的に申し上げれば、予算が、一般会計予算が3倍、4倍、約3倍ぐらい、そういった額に上るような金額のものを決められた時間の中でやっていかなければならないということでありましたので、我々としては、私としては、職員はこういったことをやってほしい。それから、やはりここは業界の皆様方の団結力でこういった分野を担っていただきたいという判断をするべきだと思いました。そういった判断に基づきまして、具体的な例えば瓦れきの収集解体、建物の解体といったようなものについては建設業界の皆様方をお願い、するしかないだろうという判断で、概括的には大きく仕事をそのような形で分けさせていただきました。職員については、さまざま市民の方々から持ち込まれます不安、苦情、こういったものに対処し、あわせて災害福祉関係について優先的に取り組ませていただいたものと考えております。

先ほど来、いつまでかということでありましたが、実はそういった混乱というのはまだ続いているという状況ではないかなと思っています。具体的に申し上げれば、今現在、本市でも

災害対応のために他県の市から職員の方々を31名派遣いただいているという中で取り組みをさせていただいておりますが、残念ながら繰越額が多額に上ってしまっている状況であります。したがって、この23、24の2年間については、そのような緊急的な対応の中で対応させていただいたというふうに理解をいたしております。25年度に至りまして一定程度、特に業界の方々の大変なご支援をいただきまして、そういった瓦れき処理あるいは危険建物解体等が完了いたしましたので、25年度からは通常の発注方法に戻しまして、競争入札、そういう競争性が働く形で災害復旧あるいは復興といったような部分に取り組みさせていただいているというふうに私は認識をいたしておるところでございます。よろしく申し上げます。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 この間、伺いたかったのは市当局の人数不足、予算不足、人員不足、それは先ほども伺ったわけですが、今回の問題、要するに瓦れき処分問題について、災害復旧連絡協議会についてのこういう不公平感であるとか、一部新聞報道で出た分別であるとか、それから、金銭的な不明朗な部分であるとか、こういう問題が塩竈市でだけ起こったのはなぜなのかという根本的な認識を伺いたい。単に職員不足ではないと思うんですが、どのようにお考えか、お伺いします。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど来もご答弁で述べさせていただきましたが、進行管理といいますか、そういった部分にどれぐらい行政が関与すべきか、できるかといったようなことについての内部での整理がうまくできなかったんだろうというふうに私は考えております。それがこの特別委員会でもいろいろご質問いただいておりますが、行政が関与すべきではなかったかということではありますが、建設業法の問題も先ほど触れさせていただきました。そういった中で、行政が関与できる分野がどこまでかということについて、今まで前例がなかった状況の中での取り組みでございましたので、その辺がうまく整理ができなかったのかなということをしつかりと検証させていただかなければならないということをお伺い申し上げます。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 曾我委員の質問に対しても、当時の具体的な業務作業については、市としても十分につかめなかった問題であり、今後しっかり検証していきたいというご答弁をいただいておりますが、私冒頭に言ったとおり、問題にしているのは、ここ塩竈市だけではなくて、



全ての被災自治体で同様の作業に取り組んだのに、なぜここだけという、これほどの報道されているような問題になったのかということをお伺いしたかったんですけども、塩竈市については今市長からご回答があったということですので、それで終わりにしておきたいというふうに思います。

次に、この間の質疑の中では、当局は全力を尽くしたわけですけども、この防災連絡協議会にかかわる問題について、市長はたびたびおわびもし、反省もし、陳謝もし、謝罪もし続けてきたわけでございますけれども、その際に、たびたび答弁の中で、これは市長のほうからも、答弁者の方からもあったわけですけども、監督責任はあったと。監督責任はあるんだと、こういう協定を結んだからには。監督責任というのは、どういうふうなところを監督責任というふうに、どこまでを監督責任ととらえているのかということをお伺いしたいと思います。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 基本協定書並びに指示書、そういったものに基づいて適切に仕様内容が履行されているか、そういったものを監督する責任があるというふうに理解しております。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 6月10日開催の調査特別委員会の本編資料の2ページに、この23年3月12日に結んだ災害復旧連絡協議会設置についてあるわけですけども、この一番下の会長、副会長、事務局、会員作業班、会員作業班は塩竈市災害防止協力会会員と塩釜建設協議会会員、このやるべき役割については、会長、事務局、あるいは副会長等の間で、災害復旧箇所打ち合わせ報告、事務局と会員作業班と間で、班編成、作業指示、巡回、班長報告と概略的に書いてあるわけですけども、この辺の具体的な流れはどのようになっていたのか、お伺いしたいと思います。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 今お話のありました6月10日開催の委員会資料の2ページに概略的な仕事の発注、流れを記載しております。担当といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、指示書に基づく業務、そういったものの進行管理あるいは履行確認をして、しっかりと仕事の管理をしているという内容でございます。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 じゃあ、その点についてお伺いしますが、それは監督責任と呼ばれるものが包括さ

れる作業内容でしょうか。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 監督責任というよりは、午前中の質疑にも出てまいりましたように、建設業法におきましては、それぞれに信頼関係のもとにそれぞれの責任において仕事を行うということでありますので、我々といたしましては、まずは受注者側のほうでしっかりと責任を持ってやっていただくと。そういう中で、先ほど申し上げましたように、進行管理と履行確認を発注者として行っていくということでございます。以上でございます。

○鎌田副委員長 高橋委員。

○高橋委員 監督責任については触れられなかったわけですが、内容については、承知いたしました。

先ほど、繰り返しになりましたが、午前中曾我委員が紹介しましたように、私ども視察しました東松島市では、基幹業者が即時、1週間単位ごとに会議を開いてどこにどこの業者が入るかを決めて、その日のうちに市当局にどういうことでやりますと言って、その日のうちにつかんでやっていったと。そういうものは、塩竈市ではさまざまな事情できちんとなされなかったというのが、前の私の質問のときにも回答いただいたわけですが、したがって今の副市長の答弁にもありますように、一般的に信頼関係、責任に基づいてやっていたので、個別にすぐどの業者がどこを受注したというようなことは、市としては即座に掌握したり、管理したり、分類してみたりということはされなかったというふうに私思うんですね。それが適正に行われたのかどうなのかというのが今回の問題の当初の発端でありますし、今でも大きい、まだ解明されなければならない問題になってきているわけですから。市当局がその時点で例えば一部に偏っているようなことが行われていたとか、どういうふうに分担していたのか、だれが指示していたのかまでつかんでいなかったんだとすれば、私はそれを現場で行っていた会長、副会長、事務局の皆さんにお伺いするしかないと思うんですよ、具体的にどういうふうに分担、業務割り振りを行っていたのか。

したがって、私はこの災害復旧の委員会において、現場で直接割り振りをしていた、この表によりますと、班編成、作業指示、巡回、班長報告、これは会員の作業管理を行っていたその当事者の方々を、委員会として参考人として呼び出して具体的に聞くしか、当時の状況を知り得るすべはないと思うんですよね。数字は後から出てきますから、大体どうなっていたかわかるんですが、どういう意図でそうなったのかということは市当局でもわからない部分

ですから。私は、当委員会にこの直接かかわった災害復旧連絡協議会の会長、副会長並びに事務局の方を参考人として呼び出して、説明、質問に回答してもらうように提案したいと思います。

以上で質問を終わります。

○鎌田副委員長 そのほかご意見ございませんか。阿部かほる委員。

○阿部委員 それでは、私のほうから二、三質問させていただきます。

資料ナンバー、その4、62ページ、解体の件でお尋ねをしたいと思います。これは北浜のところの建物を解体するときの業者さんの委託費の内訳書というものがここに大変明確に記載されております。建物の基礎解体費あるいは運搬費、内訳が非常によくわかりやすく出ております。その中に有価物処理という形で、鉄スクラップ、積込・運搬・処分という形で、マイナス数字として210万円という形で出ております、見積もりの中に。これはこういった経費を見積もりからまず減額している。初めにこういった中から減額している。市のほうでこのような契約形態というものは、今までどのぐらいの業者さんといいますか、物件に対してこういう契約をしているのかどうか、ちょっとお尋ねしたい。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 阿部委員お尋ねのこの設計書の中にスクラップがいわゆるマイナスでカウントされているということでございます。基本的に、これはよく言われる民民で契約を、いわゆる申請者、建物の所有者が自分たちで決めた業者、それと市がその業者と契約をして解体のお金を支払うということで、主に既に解体業務が終わっているようなものもさかのぼってやれるような形に制度がなりましたので、そういった形で行われているもので、民民で、なおかついわゆる鉄筋とか鉄骨の解体のときにこういったものが設計書の中で、当然スクラップが出てきますので、精算されるというようなことになろうかと思えます。済みません、それぞれ民民で、コンクリートとか、RCとか、S造とかですと、こういった形で設計精算の中で有価物の売却、これは業者さんが独自にやっておりますので、その分を差し引いてお支払いしているということでございます。済みません、件数につきましては、ちょっと申しわけございません。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

協議会のほうで、午前中、いろいろと有価物のことに関してはいろいろなご意見が出ました、

質問も出ました。その中で、市のほうに例えば有価物の代償としてその分のお金を返却するといえますか、戻すというような形がとられていたことでしたけれども、そういったところで、市としては、私ここにとても大きな鍵があると思うんですね。たとえばこれからです。これからあつてはならないですけれども、これからいろいろ災害があったときにこういった事態が出てきたときに、やはりお金をやったりとったり、戻したりとか、そういったことがあると、非常にやっぱり会計の面で非常にいろいろな間違いがあつたり、あるいは疑惑が出たりといったことも出るかと思うんですが、こういった、初めに見積りの段階で、プロの方ですので、業者さんそのものは、見れば大体このぐらいのという見積書あるいは委託費の内訳書というものはこうして出せるわけなので、これはすごく私は大変関心したんですが、明確で非常にわかりやすくていいなというふうに思って拝見しました。こういったやり方を、もし今後の方向づけの鍵として、そういった業者さんとのやりとりの中でこういったことがなされれば、恐らくそういう面倒な手続あるいは自己申告といった非常にやっぱり難しい部分での問題も起きないのではないだろうかというふうに思いますけれども。その辺、いかがでしょうか。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 委員おっしゃるとおり、市委任解体につきましても例えばこのようなやり方をとることが可能であろうと思われまます。それから、例えば他市の事例ですと、他の市町ですけれども、スクラップに関しては今回コンクリートがらとスクラップは市のほうで責任持って処理するということにもなっておりますが、スクラップについてはそれも含めて県のほうに処理をお願いするというようなところで選択した町もあったようでございます。そういったことを含めまして、わかりやすいような精算のやり方について検討していきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。ぜひ、こういったことも精査していただければというふうに思ひます。

それから、ページ数からいいますと、その後、やはり北浜の建物なんですけれども、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、1つの建物として、私たちが拝見していたものが実は建物の地番の関係か、住所の関係か、あるいは建物の構造上か、分けられて契約されている、A棟とかB棟とかいろいろと。寮になっている部分ははっきりわかります、個別の建物という

のはわかるんですが、本体と飲食していた部分が一体だった建物だなというふうに受け取っていたんですが、これが分けられて契約をされ、そして解体されているということで、ちょっとその辺の解体業務に関しての部分をちょっと教えていただきたい。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 この件に関しては、北浜のホテルふみやさんということでございます。建物の、申請段階で当然所有者が申請とそれから相談に参ります。その際、当然、調べる内容としては、申請相談者が間違いなくその所有者本人であるかどうか。そういったものを免許証等で確認しておくというものもありますし、それから登記も確認させていただきます。当然それが本人の持ち物であるかどうかといったことも含めて確認をして受付のほうに進んでいくわけですが、そういった中で、建物の登記等を見ますと、ちょっと詳しく申し上げられませんが、増築等も繰り返されておりまして、後ろの従業員の居住棟と、それから前面のところにつきましては、やはりちょっと構造上別なものになっているというような経過もございました。それから罹災証明という形で我々解体の申請は受け付けておりましたけれども、罹災証明につきましても、それぞれの建物ごとに3件、申請が出ておりましたので、県にも確認いたしまして解体の申請の罹災証明どおりに3件に分けて扱ったというような実態でございます。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

もう1つだけ、これは大変難しいかと思います。アスベストの問題なんですけれども、建物によってどれだけアスベストが使われているかということはなかなか難しいと思うんですが、いろいろな参考資料の中でみますと、余りにも、大体同じような規模の建物であるのに、アスベストの除去費用というものが格段に価格が違って出されていると。そうすると、全体のアスベストだったのかと思うぐらい建物の浮遊量というのが多いといった、こういった基準というのはいかがなものでしょうか。教えていただきたいと思います。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 本来建てられるべき建築物にどのくらいのアスベストがあるのかというと、ちょっとなかなか今申し上げづらいんですけれども、解体するに当たって建物の調査を行う中で、あるいは場合によっては解体してみないとわからない、解体したところでアスベストがあるというのが判明したというようなケースもございました。そういった中で、アスベスト

の具体的な散布されているというか、湿布されている面積とか厚さとか、そういったものを算定するような形で積算をお願いしまして、それで見積もりになっているというようなことでございます。ちょっと申しわけありません、ケース・バイ・ケースというような形になっております。

○鎌田副委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。本当に建物というのはなかなか私たちではわかりにくいところがございます。一番初めのスタートの時点での契約あるいは建物解体のこういった構造的な委託費の内訳書、こういったものをきちっとやはり整えて、今回の課題として今後のことにつなげていただければということをお願いして終わりにいたします。ありがとうございます。

○鎌田副委員長 ほかにご発言ございませんか。田中委員。

○田中委員 では、私のほうから質問させていただきます。

資料（その4）なんですけれども、ここに総会、400何ページからか、旧塩竈市災害復旧連絡協議会・報告会次第 議事録というものが添付されているわけなんですけれども、この中で、若干、見過ごしできない発言があるものですから、それについて質疑をさせていただきます。

まず第1に、災害復旧協議会が有価物の立てかえをしたと、納付済みであると、7,470万4,400円を払ったと。ただし、それが今回市の決算として出されてきた業務委託、災害復旧連絡協議会の収支報告書に記載がないのはどういう理由なのか、教えていただきたい。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今回、災害復旧連絡協議会さんのほうからお出しいただきました災害復旧連絡協議会さんのほうが組織解散に際しまして報告会の資料として作成された資料でございますけれども、基本的には、塩竈市が業務を委託し、その委託に関して塩竈市がお支払いした金額、その金額がどのような形で各関連した業者さん、企業さんのほうにお支払いされたのかといった点に着目した形で資料をつくられて、それで報告のほうがされたということでございまして、その関係で、有価物の代金のほうは書いてなかったのかなというふうに理解をしております。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 有価物の支払いは市に関係しているんじゃないでしょうか。それが入っていないという、報告書が片手落ちではないでしょうか。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 有価物の数量及び納入金額につきましては、その都度、塩竈市としては協議会のほうから報告を受けまして、それが適正に採納されておることは事実でございます。それに関して、報告会のほうで報告の資料として提出されなかったということについては、ちょっと申しわけありませんが、塩竈市として、その辺は報告会のほうで余り問題視していなかったのかどうか、わかりませんけれども、その辺はどういった形なのかというのは了知していないところでございます。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 それでは、調べて後日報告していただきたいと。なぜならば、市の収入に関するとの記載がなければ、報告書のてんまつとしておかしいと思う。

次に、資料の416ページ、ここにちょっと名前は伏せますけれども、「入ってくる金と、私らもらった金と違う部分がある。私ら浦戸もやりました。どこから金が来たか、協議会の名前で入ってきています。それも中倉の名前で、見えない部分がいっぱいある」んだという文章があるわけなんです。

私は協議会の市役所からの入金伝票と支払いの伝票を仕分けしました。まず第1に質問したいのは、単価契約ということの入金、出金、要するに協議会が利益がないという、今回の話は。利益がないのに、どうして市役所の入金と出金は常に同じなのか。その見解について伺いたい。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 協議会の決算の資料を拝見しますと、確かに金額、総体として塩竈市が協議会に委託費としてお支払いした金額合計と、協議会のほうがそれぞれ傘下の構成企業さんにお支払いした金額の総体、当然、これはイコールになっております。そのことをもって、恐らく協議会は当然利益がないというような形になっていると思います。それはそういった運営の仕方を協議会さんのほうでされたということで理解をしております。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 そこでなんです、単価契約ということがどういうことなのか。ある企業が人夫さんを雇った、機械を雇った、経費をかけた、それで市役所と単価契約を結んで、その企業が請求書を出した。そして、協議会はそれをかわりにまた提出して市役所に請求を出すわけです。それを市役所が積算してまた戻してくるわけですね。どうして入金と出金、要するに企業に

支払う金の金額が同一の資料が出てこないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

先ほど、島民給与の話で1万1,800円とか1万2,000円とかありましたね。それはわかります、私も。多分、雇う人を集めるために金がかかったんだろうと。それは新聞紙上でわかります。ただし、請求書を企業が請求、市役所に出して、協議会は利益がないという形で処理をやっているわけです。それから、企業の請求書が市役所に来るわけです。市役所から協議会を通じて企業に払われるのであれば、収入と支出は同額でなければおかしな話になってくるんです。そこら辺のちょっと見解をお伺いします。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 例えば解体につきましては、塩竈市が協議会のほうから推薦をいただいた企業さんのほうを選ばせていただいて、支払いのほうは企業さんのほうに直接させていただいております。それ以外の一次仮置き場の管理等につきましては、協議会から請求書をいただいて協議会のほうに塩竈市として請求いただいた金額の確認をした上でお支払いするというところでございます。その上で、協議会さんのほうがその傘下、それぞれの現場、現場でそのときご協力いただいた方々にお支払いしていくということかと思っております。

なお、その間、いろいろかかる経費等については、それぞれ事務費を1%ということで集めて運用されていらっしゃるようだという事は報告等で理解しているところです。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 今の話の中で、部長の言われる1%は解体業務ではわかるんですけども、この集積所の管理業務、瓦れきのそういう部門に関しては1%云々の話は出てきておりません。私が言いたいのは、ある企業が、仮に浦戸でいいでしょう、浦戸で100万円の仕事をしたと。そして請求書を出した、市役所に。それが二、三社集まったわけです。仮に200万、300万で、600万円だと。市に請求が協議会から出たわけです。市役所は600万円払ったわけです。そうしたら、100万、200万、300万という支出合計で支払いが行われるわけです、複数企業が同一請求であれば。どういう形で請求書を作成されてきたか、私は存じ上げませんが、この資料の中にあるものを精査していきますと、はっきり申し上げまして、浦戸は入金と出金の合計件数の符合する件数が1件もございません。総件数は32件であります。それでどうして単価契約なのか。そういうことをお聞きしたいのであります。

もう1つ、ちょっと聞きたいのですけれども、先ほど島民給与という話が出ました。だれが源泉を払ったのか、ちょっとお伺いしたい。



○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 お答えいたします。

先ほど菊地委員からも、こういった議事録や公開資料でいろいろ聞き取り等をしなかったのかとお尋ねがありましたので、ちょっと島民給与についてはわかりかねるところがありましたので、私もちょっと聞き取りさせていただきましたということでいたしました。さまざま内容をお聞きいたしますと、お金をお支払いしているわけですので、当然、源泉徴収票なり何なりを発行しなければ、その後、いただいた方は税の申告等がございますので、その辺ちょっとお伺いしましたところ、所得税は引いていない形での金額をお渡ししているもので、協議会として支払い証明を発行しているという話はいただいております。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 個人にそのような処理の仕方が可能なのか、ちょっとわかりませんので、税務課長にでも後聞いて、答弁をお願いしたいと思います。企業がいろいろなものを受けて給料を払ったとき、源泉徴収義務が発生するはずなんです。それを市役所が委託した先がないがしろにするということは大変問題なので、確認をお願いします。

先ほど、もう1つ申し上げた委託の問題ですけれども、単価契約の問題ですけれども、どうしてそういうふうなことができないのか、お伺いいたします。なぜならば、請求書を上げた企業が1社か、2社か、3社か、わかりませんが、私は、その都度。でも、払われるその合算額から、その企業に、協議会が利益を取らないのであれば、その翌月か次には同じ金額、要するに合計金額、足せば合計になる金額が出ていくはずなんです。ところが、私が調べた限りでは、残高はゼロにならないんですよ。その委託先、4カ所あります。その中に必ず、残高あるところもありますけれども、仕分けをしていけばいくほど赤字になる場所があります。市役所の金をもらっていないのに、お金を払っている地区もあります。どういう総算で、要するに、この協議会自体に、ある時期金がなくても金を支払っている証拠があります。どこからその金が出てくるのでしょうか。任意団体であると言われている企業がお金を調達できるのでしょうか。それならば、これ以外の仕事がこの協議会があったのだろうと推察されるのであります。そういうことが多分今回いろいろな話に出てきたことだと思います。

なぜそのようにできるかということをお伺いすると、入金をされたときに普通預金に振り込まれる。振替伝票を切れば確認できるわけです。支出をしたときに相手側の普通預金を落とせばわかるわけなんです。そういう作業を一連的にやっていると、その通帳の残高

がわかります。

その通帳の残高が赤字になるということは普通あり得ない。でも、この協議会の決算報告書は時系列ではある時期赤字になります。そういう決算報告書を今回市役所に提出されました。市役所はそれをわかっていらっしやったのか。ましてや、この2年間の間に市役所が災害復旧連絡協議会に支払われた回数は、総回116回あります。そのうち、入出金が同額と見られる金額が39回、私の資料の中では推察される。間違っているかもしれません。なぜか。人のつくった資料を精査しているだけです。ただし、なぜこのような支払いが見えるんだというのは、あるいは24カ月なんです。そうすると1カ月に約5回、平均的にお支払いしているわけです。そういう会計処理というのが存在するものなのか、ちょっとお聞きしたい。普通は何日締め何日払い、環境課があつたり、土木課があつたり、何かいろいろなところからあつたからそうなつたのだと言われれば、それはしようがありません。でも、普通は1カ月1回なんでないかと私は推察したんですけれども、そこら辺、きょう、そういう方がいらっしやるかどうか、わかりませんが、ちょっとお答えが欲しいのであります。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ただいま田中委員さんのほうから、例えば浦戸の仕事をされた業者さんが二、三社さんが、100万、200万、300万、請求書をお出しになったというようなことでのお話ですけれども、あくまで塩竈市といたしましては、災害復旧連絡協議会さんと仕事をさせていただいておりますので、災害復旧連絡協議会さんから何らかの形でまとまった形で請求書をいただき、それに対して塩竈市としてお支払いをしているというのがまず姿でございます。それがこういった一連の資料では、塩竈市入金額ということで、どちらかという左側の列に書かれている。それに対して、その金額を協議会さんのほうで受け取って、その仕事を協議会のもとでされていた関連の企業さんのほうにお支払いをしたというのが右側の支払い金額という欄で、それぞれ支払い日がこのようになっているということで理解をしております。これが実際、田中委員おっしゃるように、これをずっと積み上げていくと、ある時期、塩竈市から入っているお金よりも支払っている金額が一時多くなって、その瞬間、いわゆる赤字というか、自己資金か何か入れておかないと立ち行かなくなっているという姿があつたということでございますし、この日付に間違いがなければ恐らくそういうこともあつたのかもしれない。ただ、それについては、どういった形で手当をされたか、あるいは先ほど言ったように、解体のほうでは少なくとも1%の事務費で1,500万円ぐらいの事務費があるので、そ

ういった範囲の中でやりくりしたのかどうか、わからないんですけども、そういうところでされているのかもしれないというふうに、そこは推測でございますけれども、そんなこともあるんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○鎌田副委員長 田中委員。

○田中委員 今の収支報告書の中で、1%取った、そういう形の残高であれば、私も大して言わないんですよ。赤字になった額を申し上げれば、最大時は4,800万になる。それが1日だけじゃないんです。

それから、もう1つ申し上げておきます。浦戸諸島で仕事をなさった方の支払い明細書を拝見させていただきますと、協議会に入っていない企業にも支払いされているわけです。1日単位では協議会なんだと。協議会メンバーなんだというのに、この浦戸諸島の一番最後の末尾に書かれている企業名は、私が存じ上げない企業であるということであります。そういうことをどうして市はチェックできなかったのか。残念であります。塩竈市の企業に支払いしたいということでしたとお伺いしていたはずなんですけれども。それで協議会に委託をしたんだと。塩竈市の企業に仕事をさせたんだと、ずっと答弁でお伺いしております。でも、最後の末尾には、そのような名前のない企業名があることだけ申し上げておきます。答えを聞くつもりはありません。結果としてそうなったものをどうこう言ってもしょうがないでしょうから。ただ、そういう一連のものが今回見られるということであります。いろいろな仕事があると思います。

それから、最後に1つだけ申し上げておきます。私が調べ上げたところでは、塩竈市から入金になった金額が、日付が、ある仮置き場ですよ。4月27日に入金されたわけです。最終的支払い日は12月10日です。そういう報告書を見て何も感じないのかということだけ1点お伺いして質問を終わりますので、よろしく申し上げます。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ちょっと今ご指摘いただいたのがどこの箇所か、ちょっと私も今すぐにはわからないんですけども、通常であれば、遅滞なく関連された企業さんにお支払いいただくべきところでありますけれども、さまざまな理由でちょっとそういったことになっていたのかなということで、それについてはなお確認をさせていただきたいと思います。

○鎌田副委員長 ほかにご発言はございませんか。志子田委員。

○志子田委員 私からも何点かお伺いします。

せっかくいただいた資料なので、資料（その4）からお聞きしますけれども、ここに、341ページからは組織の解散のこと、それから406ページからは報告会の議事録が載っております。もう1つ、あわせて6月10日にいただいた前回のその前の資料でいうと後ろのほうの48ページには、最初に、連絡協議会から3月30日をもって解散したいというのが最初に来ましたね。49ページを見ると、今度は市のほうではそれではなくて3月31日で自然解散ではないかと。こういうやりとりが51ページまでありまして、市のほうの理解としては、自動解散、3月31日で自動解散という認識でございますということでありました。今回のこのその4の資料をもらいましたら、341ページ、今度また協議会のほうでは30日ではなくて、31日をもって解散いたしました。いろいろ理解の仕方が違うんですけども、あくまでも市としては3月31日で自動解散というほうの認識だと思うんですが、自動解散というものと、341ページで言う協力会と協議会のほうからの31日をもって解散いたしましたという取り扱い、自動解散という扱いと自主的に解散しましたという取り扱いについて、どのように市のほうとしては、どちらのほうで、あくまでも自動解散ということで認識していくのかどうか。あるいはそれは自動解散というものと自主解散では、法的にこれからの取り扱いは変わるのかどうか、同じなのか、その辺のお考えをお聞かせください。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 志子田委員ご指摘のとおり、当初は3月27日付の災害防止協力会様と塩釜建設協議会様の会長の連名で、3月30日で解散したということで報告の文書ということでいただいております。その後、塩竈市としては、委員のおっしゃるとおり、3月31日をもって自動解散というふうに市は、しかも、そういうふうな今後清算事務処理を執行するに当たり、構成会員の理解を深められるように適切な対応をお願いしたいということで、適切な対応という中で、恐らくでございますけれども、それを、市の考えを踏まえて、3月31日をもって解散したんですということに置きかえられたのじゃないかなというふうにはちょっと思いますが、ちょっとその真意をただしてはおりませんので、そういうことで理解をしているところでございます。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。向こうの方の真意はただしていないと。でも、市としては、こちらの6月10日の資料の51ページのほうの自動解散ということで、今の市の立場はそういうことだということですよ、あくまでも。向こうの分はまだ聞いてはいないけれども。

そうすると、市としては自動解散の扱いをこれからもずっとするという意思表示だと思うんですけども、そういうことでよろしいのか、もう一度確認します。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ちょっと相手方の意思を確認をさせていただきたいと思いますが、それをすぐにでも、どうしても自動解散ということでの理解ではないかなと思っております。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 その後の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

別なことを聞きます。今まで皆さんいろいろ、そもそもということで協議会ができる経過からそういう覚書をつくって、そしていろいろそういうことで仕事をやってもらっている。それはその契約上は随意契約だということまではわかりました。そういう今回の協議会さんにまとめて2年間、多額の仕事をやっていただいたんですけども、そのときに、やっぱり随意契約といっても、こういう災害時だから、特別にそういうところに随意契約しましたということについてですけども、平常時であれば随契は随契なりの決まりというものがあって、そういう中でやらなくてはならない。でも、今回は災害ですからということで特例的にやられたと思うんですけども、特例的にこういう随意契約方式で協議会さんに1本の窓口で仕事をお渡しになったという、特例的に随意契約で渡したという、その法律の根拠はどのような法律に基づいて今回そういうご決定されたのか、その辺をお聞かせ願ひたいと思います。

○鎌田副委員長 佐藤市民総務部長。

○佐藤市民総務部長 先ほどから議論をされていますように、今回の大震災では、膨大な災害廃棄物を迅速に撤去いたしまして安定した市民生活を確保することが最重要事項であったということから、規定する法律では、地方自治法第167条の2の第1項第5号、緊急の必要により競争入札に付することができないことの規定に基づきまして、協議会と随意契約によりまして、協定書という形で業務の締結をしているということでございます。よろしくお願ひします。

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。ちゃんと根拠をもってやっているから、何の法律にも違反しませんよと。あるいはそちらの廃棄物のほうでいう特例で後から国のほうでできた法律もあったようですから、そういうものに準拠してやられたのだとは思いましたけれども、一応、そう

いうあれはちゃんとしっかり守ってやられたということをこの議場の中でも皆さんに聞いていただければ、それなりに皆さんも安心するのじゃないかと思ってお聞きしました。

それから、7月18日にこの調査特別委員会、見学会、外のほうにいつて調査特別委員会をやって勉強会をしてきたということでございまして、青南商事のほうに行ってみんなで見ているいろ聞いてまいりましたので、その辺のところ、そしてどういう事情でやりましたかということまで現地で確認してまいりました。これは全員協議会だから、全員で行ってきたわけでございますけれども。

そのときに、越の浦から出た有価物は市のほうで、これは有価物ですから、買い取ってもらったということになってはいますけれども、積込み賃と一緒に入れて、たしか15円ぐらいかかるので、積込み賃を引いて8円を市のほうに一応有価物ということで計算上入れてもらったということになってはいますけれども。積込み賃が、そうすると7円かなと、向こうのほうではたしか買い取り15円というふうに言っておりましたので。そうすると7円が積込み賃、それは積み込んだ業者が幾らだと言っていたのが、青南商事は青南商事さんで現場のほうにトラックを出していたということになりますから、運賃ではないんだと、あくまでも積込み賃なんだろうかということになりますけれども。その手数料7円というのは結構大きなお金だと思うんですけれども。これは結局、どっちが積込み賃になったというふうに市のほうではお考えですか。あるいは、本来であれば、積込み賃が出ていないのであれば、15円から7円も引かないで、もう少し市のほうに返却されるべきだったんじゃないかなという考えも出てくるので、この辺のところは、協議会のほうで7円あるいはそういうふうに仕分けしたというふうに思って8円をお返しになられたのか。その辺おわかりでしたら、ご説明願います。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 スクラップの災害復旧連絡協議会と協定書を結びまして、スクラップの取引単価、市のほうに納入していただく単価等を決めたのが今お話しのとおりでございました。有価物全体の金額として1キロ15円という取り決めで、そのうち、積込み等、運搬等、そういった処分に当たるそういう手間隙の諸経費を7円引いた形で、その残り8円は、じゃあ、市のほうに納めてくださいということでキロ当たりの単価を今回全部納めていただいたところでございます。

ただいまの話ですと、青南商事さんが直接運んでいたようだというお話でございました。で

あれば、ちょっと青南商事さんが来たり、あるいは復旧連絡協議会のほうで持っていったりというようなケースがあったように見受けられますけれども、もし青南商事さんがそういった形で来たということであれば、そこは車の手配等いろいろあった関係で協議会が青南商事さんとその辺のやりとりをして、運搬のほうの経費はそこで、残り7円の中で協議会さんとのやりとりの中でそういうふうにされて、青南商事さんが運搬のほうに参ったというような経緯ではなかろうかというふうに思います。以上でございます

○鎌田副委員長 志子田委員。

○志子田委員 その計算が2円なるか、5円になるか、運賃、これは全部やると大きな金額だから、聞いたんです。どちらさんがどちらのほうの財布に入っても、結果的には同じことですから、いいんですけれども、これは塩竈市全部で考えると相当な金額になるんですね。前回の資料要求の6月10日のときには、そのときは30ページ、鉄くずの仙台港の輸出実績ということでお聞きしました。24年度1年間で26万7,000トンです。そのときの輸出相場は、青南商事さんで聞いてきたんですけれども、やっぱり3万円ですね。トン当たり3万円です。26万7,000トン、掛ける、3万円ということになると80億円なんですよね。これが全部その会社1カ所ということではないでしょうけれども、仙台港の実績ですから、そのうちの半分ぐらいは、80億円の半分ぐらいはそこかなという予想はつくんですけれども。というぐらい物すごく大きな金額になります、数量もね。ですから、買い入れが1万5,000円で輸出は3万円ですから、そのくらいのすごい取引になっております。ですから、相当、取引の単価、そのときに7円がどちらに行くかによって相当変わってきます。それと今輸出するときには、輸出会社には輸出した80億円の買い入れ分、約40億円なんだろうけれども、40億円のうちの5%、つまり、2億円ほどが消費税の還付金として輸出業者に国のほうから、今の消費税制度の中で我々一般の国民から集めた消費税がその輸出業者に逆に返ってくる状態です。そういうこともあって、ちりも積もれば大きくなる話なので、一応そういうことを話題にさせていただきます。

質問は以上で終わります。

○鎌田副委員長 その他ご意見ございますか。佐藤委員。

○佐藤委員 私のほうからも質問いたします。

まず、先ほどというか、7月だったでしょうか、外部に、青南商事あるいは環境課に調査に行ったときに、そのときに小山田次長より、解散によって残った瓦れきを県に委託したとい

うお話がありましたけれども、これについても、あそこで初めて私聞いてちょっと唾然としたんですけれども。これはやっぱり議会など、あるいはまた全員協議会などを開いてやるべきじゃないかなと思うんですけれども、こういう考えがなかったのかということをお聞きします。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 ただいま、中倉に積み残された6,200立米の災害瓦れきの処理を県のほうに委託処分を行ったと。これについて議会に対する報告はどこがやったのかというようなご質問だと思います。

実はこの協議会が、6月末に復旧連絡協議会が各構成員のほうに23年、24年の収支を報告したということで、きょうは（その4）でまとめてここに委員各位のほうに配付させていただきましたが、一度、6月25日終わって間もなくです。6月末ごろでしょうか。協議会のほうに、塩竈市長宛てに、このようにやりましたと、各構成員のほうに報告いたしましたということで、全てのこういったきょう配付されました資料を添付して報告いただきました。我々といたしましては、これはまず、当調査委員会でもこういった問題は議論されていたので、真っ先に各委員にご報告したいということで、まずはこの協議会のほうから報告ありましたということを、まず議長団に報告しながら、各委員のほうに報告させていただきたいということで議長団に報告をして、そして委員長のほうに真っ先にこういったものがありますので、改めて資料を出させていただきますということで。各委員さんのほうにもお渡ししたと思います。7月4日に私と産業部長ともども各委員さんのお宅、1軒、1軒、訪問いたしました。その際、残されたこの6,200立米につきましては県のほうで二次処理の後ろが決まっておるので、県としてそういった分では処理いたしますということで、そういう話ありましたということで各委員さんのほうにご訪問しながら、その資料の提出があったということをお知らせして、そういうことの報告はさせていただきました。ただ、先ほど、今言ったような質疑の中で、改めて、皆様方に情報が隅々まで行き渡らなかったことについては、私のほうからも陳謝させていただきたいと思います。そういう経緯もあって、我々としては各委員さんのほうにそういったものの状況についてはご報告させていただいたところでありまして。以上でございます。

○鎌田副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今の副市長の話というのは、私も議員さんたちも、これがこうなったというのもち



よっとうわさも何もなかったんですよね。そういうことで、副市長としては、議員さんにはちゃんと自宅のほうに届けていますと。しかし、こういう説明の仕方というのは、私はいかがかと思うんですよね。やっぱりこれはきちっと場を設けてやらなければいけないし、もう1つは、市民だって、この問題どうなっているのかということ是非常に重要な問題として受け取っているわけですよ。解散でごたごたしているんじゃないかと。そして、25年度どうなっているんだということで新聞にも大きく報道されているんですから、ちゃんとプレスを通じてなり、市民にもやっぱりこれはやるべきじゃないかなと思うんです。

県との協定書というのはあるんですね。それは我々に渡したんですか、そのとき。どうですか。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 午前中も、質疑にもありましたとおり、23年4月の臨時会のほうで県のほうに瓦れき処理について、二次処理については委託するというところで議決をいただいておりますので、それに基づいて、この残された瓦れきの二次処理を行っているということでございます。以上であります。（「ちょっと質問と趣旨が合っていない」の声あり）

○鎌田副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 まず、市民に説明をどうしたのか、どうするのかということと、そしてまた協定書はどのようなふうにも……、渡すのか、提出するのか。それについてお伺いします。

○鎌田副委員長 内形副市長。

○内形副市長 多くの市民の皆さんにご心配かけていることに対しましては、本当に改めておわび申し上げます。まずは議会を通してご報告をしながら、機会がありましたならば市民の方々にということで、そういう思いで、まず真っ先に各委員さんのお宅を訪問しまして、不在な議員さんもいらっしゃいましたけれども、そういった部分ではご報告させていただいております。

○鎌田副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 時間がないので、あれなんですけれども、いいです。

やっぱり市民不在の行政をやっているんじゃないかなんて、ちょっとつくづく思います。やっぱりこういうことは非常に気をつけていかなければいけないなというふうに思っているんですよね。

市長、どうですか、こういう今の副市長の説明で、やっぱり市民は納得するのかということ

についてお答えをお願いします。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど来、担当のほうからご説明させていただいておりますが、25年度中に処理するということについては既に予算を上げておりますので、予算の中で、当初は7月ぐらいまでに何とかこれを処理しますということについては既に説明しているわけでありまして。ただ、その後、こういった一連の経過がありまして、そういった中でできるだけ早急にこの問題を解決するためには、我々もやはり県に委託して県として処理していただくのが一番市民の方々の不安を解消することであろうということ県の方のほうにお願いをさせていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○鎌田副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 だから、我々は25年度で残留分の7,000万円は議決したわけで、執行するのは当局の裁量ということは、それはそうなんです。ただやっぱり、そういう中で非常に説明しにくいかもしれないんですけども、やっぱり市民にもここはきちりしなければいけないし、議会にもちゃんとした場を設けてすべきだということを申しおいておきたいと思っております。これ以上議論しても、らち明きません。

次に、市長に質問したいんですけども、市長はこの特別調査委員会でも、再三、適切に処理しているということをおっしゃられます。新聞の報道の中では、こうおっしゃっているんですね。「発注した業務が適切に行われているかどうかは、行政として全てチェックしたということで、公金支出には全く問題ない」ということをこの特別調査委員会でもお話しているわけなんですけれども。では、本当に公金のチェックをしながら支払っているということはそのとおりだと思っているし、量的にも全部計算されているということは私もそのとおりだなというふうに思っております。ただ、先ほど、例えばそれを何でも適切だと言えるのかということをおっしゃるんですね。

先ほど、重量計の問題が出ました。トラックで何台、何トン車でいわゆるどのくらいの重量になったかというものも出ていますけれども、それもただはっきり言えば、重量計で適切に、この2年間の中で半年の部分は私はそれでいいと思うんですけども、その後の部分の残りの半年あるいはまた1年近くはやっぱり重量計を用いてやるというのが本来のあれではないんですかね。それをしないで、適切ということは、ひとつ私はちょっとおかしいなということをおっしゃる。他市ではどういうようにこの重量計をしているのか、そういうことは

全然耳にも入らなかったのでしょうか。また、こういう土木関係をやっている人は、当然その重量計というものはわかっていることなのに、なぜ塩竈のこの連絡協議会ではそういうところがされなかったのかなということの思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 やはり震災の当初にあつては、清掃工場にある台貫にかけられないかということであつていろいろ検討はしたようでございます。やはり、それぞれ一次仮置き場の距離が遠いことと、当初は混載してトラックに積んでおつたものですから、まずトラック全体の重さをはかり、一回、例えばコンクリートだけ落として、また戻ってきて台貫にかけて、今度また現場に行つて金属を落として、また返つてきて空になったものをはかるというようなこと、かなり煩雑だったので、通すのは無理だと。当時も、計量できるものが買えないかというようなこともあつたんですが、やはり当初の段階ではなかなかそういったものを調達できなかったということはあつたようでございます。その後、やっぱりある時期でそういったものがちゃんとできればなおよかつたということはあるかと思うんですけども、結果的にはこういった形で進めさせていただいておりましたので、今ある資料で適切にできるかということで、できる範囲で精査させていただいているというようなことでございます。

○鎌田副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 適切に精査するといつても、終わった部分ですから、そのこと、私はクエスチョンマークがつくわけなんですけれども。

次に、先ほど曾我委員がおっしゃつたとおり、市民が、報道に6回も出て、市長は公金の流れは適切だったと言いますが、市民にとっては、やっぱりこの6回の中でどういふことが大きな問題ですけども、例えば市は確認せず、契約違反の状態で7億円支出したのではないのかと。あるいはまた、瓦れき管理の業務に対して5社が55%それを受注しているんじゃないかということとか。あるいはまた、会員と執行部との業務の分別、分配の問題、金の流れの不透明、こういういろいろな、あるいは解散問題もしかりです。こういう6回にわたる報道の中で、金の、あるいは数値的には適切だというのはそのとおりかもしれないんですけども、この新聞報道を経て、4カ月過ぎまして、そういう中で、市長は新聞でもさっき読みましたとおりですけども、こういう状況の中で、本当にきょうの議論を聞きながら、本当に今適切だったという言葉は今も同じなのかどうか、お聞きしたい。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今のご質問であります、記者会見のときに私が答弁を申し上げましたのは、真っ先に我々が対応すべきは、公金が適切に支出されているかどうかということであります。これは国民、県民、市民の方々の税金を使ってこのような仕事を進めている以上、投入された税が適正な目的として使われたかどうかということをお我々は厳しくチェックをさせていただいたということではあります、それらについては、本特別委員会にもさまざまな資料を出させていただいておりますが、公金の支出については、我々は目的どおり使われたのではないかとということについてはご報告を申し上げておりました。ただ、その過程におきまして、発注した仕事の分担割合等について、残念ながら、協議会の中でいろいろ不都合と申しますか、不満・不平があったということについては、我々も真摯に受けとめていかなければならない課題でありますということをお申し上げさせていただいております。そういったことについては、再三申し上げますが、厳しく検証させていただきまして、しっかりと備えてまいりたいというふうにお考えております。

○鎌田副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 私は第1回目及び第2回目でも、やっぱり協定の内容、あるいは日付、あるいはまた会員の意見、あるいは継続に当たってもお述べしてきました。計数的だけで適正だという考え方も一側面です。問題は、最初は、言いましたように、人格なき社団と言われるいわゆる任意団体のそういう団体が、やっぱり70億円という巨額な国の復興のお金を、それをお任せするわけですから、私はその業務の量で支払ったというだけでなく、さっきも言ったように、内部の問題からさまざまな問題が、やっぱりそのときに当局が人格なき社団といういわゆる任意団体であるから、さらにこれは随意契約でやってきているわけだから、非常に厳しいチェックあるいはまた指導、あるいはまた絶えずアンテナを掲げておけば私はこれがなかったんじゃないかなというふうにお思うんですね。だから、本当の行政の責任というのは、委託して、あるいは受託者に任せた。だから、我々は何も受託者には言うことないというものではないんですね。技術的とか方法とかというものは何も言う必要はないんですけども、やっぱりこういうようないわゆる団体ですから、絶えず私は厳しく指導するなり、チェックするという体制ができていなかったところに問題があったのではないのでしょうか。そこら辺についてどのようにお考えでしょうか。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今ご質問いただきました中で、業務の内容が例えば道路にあふれておりました津波堆積物の除却でありますとか、危険建物の解体業務、あるいは瓦れき類の処分の問題というような大きな整理を今回もさせていただいております。例えば市内の危険建物解体については、1件、1件、塩竈市が別途契約を結んで、どういった業者がどういった形でやられるかということについては確認をさせていただいております。また、当初の津波堆積物等についても、一部大手の企業が入ってきてその方々と別途に契約をしたこともありますし、協議会という窓口の中で契約したものもございました。

今委員の一番のご質問の部分は処分場の話ではないのかなと思っておりますが、それらについては、確かに私どもとしては協議会という名前で契約をさせていただいております。業務が錯綜するわけでありまして。いろいろな企業の方々がトラックあるいはその他の重機械で入っていただいている。そこでさまざまな瓦れき類の処理、あるいはコンクリートの破砕、有価物の処理等々をやられているということでありましたので、私どもといたしましても、そういった業務が輻輳する中でありましたので、一次仮置き場については協議会でやられるという趣旨については一定程度理解をした上で、そのような契約をさせていただいたということでもあります。協議会と契約した部分についても、先ほど来議論されておりますが、できる限り適切に支払いするために単価契約ということをさせていただきなから、申請があったものについてはできる限り早く確認行為を行った上でお支払いを協議会にさせていただくということで、私どもは対応させていただいたというところでもあります。

ただ、一次仮置き場について、一定の業者の方々に仕事が集中したのではないかということについては、我々も今後しっかりと見直しをしていかなければならないということで再三申し上げさせていただいた部分であります。少なくとも、危険建物解体等については、地域性といったものを考慮しながら、一定程度の割合でこの協議会に加入していただいた企業の方々に取り組んでいただけたのではないかというふうに考えているところでもあります。

○鎌田副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。

ただ、私はちょっと以前の市長のお話を聞いていると、非常に3・11の、私は半年は非常に大変だったし、市長の言うとおりに、まさにそういう状況だというのは思っていますけれども、やっぱり一定の段階のときにいろいろ変えるという部分がちょっといろいろな意味で足りないのかなというだけで、一応そういう感想だけ言っておきます。

次に、先ほど丸投げというお話ありましたけれども、これは丸投げという言葉が一般市民はちょっとなかなかわかりづらいので、ちょっと端的にこういうものが丸投げでこういうものはだめだという部分をちょっと行政の立場から言っていただけないでしょうか。

○鎌田副委員長 荒井財政課長。

○荒井財政課長 いわゆる丸投げというのは、元請と下請業者さんとの関係の中で請け負った工事、一般的には建設工事になりますが、建設工事をそのまま一括して下請業者に下請をさせるということは、これは法律上禁止されています。法律というのは、先ほどお話のありました建設業法の第22条、それから公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の第12条、本市にも同様な規定がございまして、本市ですと塩竈市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱というものがございまして、これらの法律の条項を適用して一括した下請を禁止するというふうな規定をしております。以上です。

○鎌田副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 6月19日開催の資料の(その3)の各団体、企業の一覧表というものがあるわけなんです。よく市民からも聞かれるんですけども、薄いほうの別冊2の一番前、1ページです。そこで、1つは今よく市民が言われるのは、例えば和田会長さんというところは電気関係なのに何でこういう解体工事を全部受けて、そしてそれをどの業者にやったのかというような、何で受けるのかなということなんです。この辺が建設業界の方だったら、ここは何も連絡協議会というふうにしなくても、全部連絡協議会なんですから、大体、民民もありますけれども、そういう場合、全部事業者がこういうふうにとことこと書いてあるのに、何で浦戸が一括し、そしてまた事業者がどうなっているのか、あるいはまた一括して受けてまたほかの企業に配分している。こういうシステムはちょっと納得しないんですね。災害復旧連絡協議会に全部委託して、そして他の事業者に分担について書いているのに、ここの部分だけが、浦戸の部分だけが協議会の会長さんが全部請け負っているんですね。ここら辺は、さっきの業界の筋でない方がなぜこれを全部受け入れて、そしてまたほかの業者にやらせるという2段階方式というものをやっているのか。それに対して行政はどういうふうに見ているんですか。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 佐藤委員おっしゃった、別冊の2の浦戸の解体工事、1枚開いたところの。まず、何度か申し上げておりましたけれども、危険建物の解体につきましては、これは協定書

に基づいて災害復旧連絡協議会にお願いをしております。本土地区においては協議会にお願いして協議会が業者を指定して建物を解体して、それに対して市はその業者のほうにお金をお支払いしているというような実態でございました。浦戸につきましては、何度かご説明申し上げておりましたけれども、やはり離島であるということと、重機の運搬その他さまざまな諸事情がございましたので、そういった関係で、こちらに書いております東華建設さんでありますとか、東北重機工事さんが主に携わったというようなことで、災害復旧連絡協議会のほうでそういうような動きありましたので、浦戸につきましては、災害復旧連絡協議会としてお願いをしたというところで、浦戸の解体につきましてはそのような形で、まず協議会にお願いして、協議会の中で主に島ごとに担当しているのが今言った大きくはその2つの業者さんを中心にしてやっているということでありますので、ここだけそのような事情があったということになっていくということをご理解いただきたいと思います。

なお、和田会長ということでのあれですけれども、まず協議会につきましては、建設協議会と災害防止協力会が2つ合わさって今回の震災に向けてやりますということで、その会長が和田さんになっておりますので、あくまでも名義の代表者ということで、全てのほうに名前が出ているということをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○鎌田副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今の説明で、だから、最初から東華さんと何だかという重機とかというそこに最初から分配して、4の浦戸、ずっと寒風沢まで書いてあるんですけども、この時点で何で各事業者に分担、市内と同じように最初からして、クッションを置かないであくまでやるべきじゃなかったのかな。何か問題があったのかなというふうに思うので、そこら辺がちょっと私は疑問です。それに対してちょっと回答あれば、それでいただきたいと思いますけれども、なければ結構です。終わります。

○鎌田副委員長 その他ご発言ございますか。小野絹子委員。

○小野（絹）委員 じゃあ、私からも質問させていただきます。

質問に入る前に、先ほど、午前中にNo.4の資料の中で後ろのほうに出しております、議員が仲介役に入ったような、文書で出されている文面があったわけですけども、そういう点で、これは本当に重大なことだというふうに思うんですね。事がわかってやっているか、わからなくてやったのか、わかりませんけれども、いずれにしても、これはこういう特別委員会が開かれている中では非常に重要なことだというふうに思いますので、前段で委員長は、

議会運営委員会の中で取り計っていくような話がございました。それはそれとしても、やはり何でそういう事態になったのかということを釈明するというか、そういう話をきちんと聞く機会をつくるべきじゃないかというふうに思いますので、そのことを一言申し上げておきたいというふうに思います。

私は今回の資料の出されました（その4）の資料で指摘したいというふうに思います。今回の資料の351ページ以降の資料の中では、例えば入札契約関係あるいは一次仮置き場の中での委託契約した分でも、業者がいろいろとわかるようになって出てきております。そういう点で、例えば先ほど佐藤委員の質問の中で、浦戸の102件について、東華さんと東北重機さんが中心になっているということでお話があったようですけれども、実際には、桂島のところでは、351ページですが、危険建物解体業務委託の中には千葉鳶さんが3件、1,017万4,500円の23年度の解体工事が行われている。そして、さらに宮本工務店さんが同じく桂島等を3,097万50円で行っているということなんですね。ですから、その大方は東華や東北重機にやったんだろうけれども、しかし、そうじゃなくて、やっぱりところによってはこういう形でやられてきているということはあるわけですね。ですから、その辺のところをきちっとされていく必要があるのかなというふうにも思います。

私は、最初にお聞きしたかったのは、要するに塩竈市災害復旧連絡協議会に塩竈市が建物あるいは危険建物、家屋、あるいはブロック関係、この解体関係で30億8,000万円からの委託をしているわけですね。あわせて解体以外の分野で復旧工事あるいは一次仮置き場、それを含めて出されているのが25億かなというふうに思うんですが。そこでちょっとお聞きしたかったのは……。

393ページ、開いてください。（その4）の393ページです。

この中に、塩竈市災害復旧連絡協議会の入出金一覧表というものが出ております。これは建物以外のところで災害連絡協議会にお金が入り、そこから各業者にお金が出て行った状況をここに反映しているんだと思います。決まりまではここではちょっとわかりませんが。中倉や越の浦、新浜公園、そして浦戸、委託契約ということで、合わせて28億7,126万2,750円というものが出ているわけですね。最初、中倉から新浜まで見ていたんですが、新浜公園までは一次仮置き場の関係だなと、これは前の金額と同じだと。ところが、浦戸が13億7,200万円になっているということで、さて何かかなと思って見ましたら、これは1ページに出てくるわけですね。要するに、一次仮置き場の管理費用としては、9億3,714万4,000円が23年、24年と



合わせると。そして、そのほかに浦戸の瓦れき処理清掃業務委託、先ほど島民の経費ということでも出されておりましたが、作業費用ということでも出されておりましたが、9,786万円となっております。そして、102件の危険建物解体業務が3億3,706万9,850円ですね。402ページです、402ページに出ております。これを合わせて、委託契約は別にして13億7,287万3,950円ですね。これが入っているわけです。先ほどの話のやりとりの中で、塩竈市災害復旧連絡協議会がお金を塩竈市から受け取って、そして各業者の方あるいは各仕事をなさった方にお金を渡している。これがその一覧表だというふうに受けとめていいわけですね。そうなれば、塩竈市としては、実際に災害連絡協議会のほうに解体と、それからそれ以外の分野で合わせるとどれくらいの金額のものを委託したことになるのか、それをお聞きしておきたいというふうに思います。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 災害復旧連絡協議会として市の業務、どのくらい発注額かというお尋ねでございますけれども、まず合計といたしまして、まず最初に合計をお話しいたしますけれども、23年度、24年度ということになりますけれども、ちょっとこれは概算で申しわけございませんけれども、28億程度ということになっております。

○鎌田副委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 浦戸の今課長が言われた災害復旧連絡協議会入出金の一覧表を見れば、28億円になっているという中身は、浦戸の102件の解体費用も入っているわけですね。解体費用も入っているということです。ですから、解体費用が、これはダブって入っているとかがという表になるかどうか、わからないんですけれども。そこでお聞きしたいのは、全体で塩竈市は塩竈市災害復旧連絡協議会に幾らの金額を委託しているのかということをお聞きしたいわけです。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今回の資料の（その4）の393ページでございます合計額、入金額の欄のところ塩竈市から協議会のほうにお支払いをして向こうで受けたと、そういう意味での入金ということでございまして、合計額で28億7,126万1,750円という金額でございます。

○鎌田副委員長 小野絹子委員。

○小野（絹）委員 私の質問が理解されていないようですね。その辺はわかっています。このとおりですから。その中には102件の解体費用が入っていますよと。ところが、実際に前段のと

ころに出ています塩竈市が委託した解体の分野については1,233件の中に102件が入って、そして30億8,800万円というふうに出ているわけですね。ですから、そこはダブってというか、正確には塩竈市災害連絡協議会に28億間違いなく出しているんでしょから、それは出しているわけなので、こちらは、危険建物の関係については、塩竈市がこういうふうにお金を出しましたよという出し方ではないので、全体的にどういうふうな流れになっているかということを出しているんだと思うんですが、いずれにしても、それらを合わせると、私の計算では災害建物関連が浦戸の分を要するに危険建物解体費用1,233件の中に入れるのか、入れないのかによって、考え方が変わってくるのかなと思ったので、単純に聞いただけです、これは。ですから、金額的には55億になろうかと思うんですが、それでいいのかということをお聞きしているんです。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 1,233件の解体のうち102件は塩竈市が災害復旧連絡協議会のほうに直接依頼をして、直接お金のほうを協議会のほうにお支払いをしております。今小野委員おっしゃられたのは、協議会のほうに解体業者を指定していただいて、そして塩竈市としては指定をいただいた企業さん側にお支払いをしている部分というものも当然ございまして、それは全体では30億8,800万円ほどありますので、それを除いた金額がもし加算されればということだと思っただけなんですけれども、だとすれば今小野委員おっしゃられたように、何らかの形で協議会のほうが関与した解体の費用も含めれば、56億ぐらいには多分なるということだと思っただけなんです。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 わかりました。そういう意味ではちょっと紛らわしいような感じもしましたので、ここは私も最初はちょっと紛らわしいなと思ったんですが、いろいろ見て計算している中でわかりましたけれども、そういった点は災害復旧連絡協議会が受け入れをした分野として出した分野だから、こういう出し方はしょうがないんだろうなというふうに思っておりますが……。わかりました。

それから、一次仮置き場の関係でお聞きしたいんですが、一次仮置き場は、それぞれ4カ所の仮置き場について出されてきました。これについては、一番わかりやすいのが先ほどの393ページにありますけれども、実は中倉の分野がどういうふうに戻されてきたかということが、395から396ページにわたって出ているわけですね。それぞれがそれぞれに出ています。

それは私は計算して見ました。そういう中で、中倉の分が5億2,571万7,500円です。いろいろ今まで質問の中でおおよそどこが中心になってやっているのかということについて、塩釜災害復興リサイクル会というところが中心になってやっているという答弁をいただけてきました。じゃあ、そのほかはどうなっているのかなというふうに思っていたんですが、今回の提出された（その4）の中で、その分野が395ページ、396ページに出ておりますけれども、5億2,571万7,500円のうち、塩釜災害復興リサイクル会、これは6社というふうに言っていました。このリサイクル会が3億9,373万6,800円、約4億というところですね。そのほか千葉鳶が1億1,000万、塩釜清掃センターが1,600万、クリーンセンターが1,000万、豊島さんが341万2,000円、中野工作所が12万6,000円というようなことで、6社でやっているということがわかりました。ただ、これがそれ以上の中身はちょっと出ていないので精査できないんですけれども、要は、お聞きしたいのは、この中倉の今まではリサイクル会が中心になってやっていたよ。確かに4億近いから、5分の4は確かにリサイクル会がやっているというのはわかるんですけれども、しかし千葉鳶さんにかなりいろいろやっても、そこでは1億から仕事している分もあるわけですね。

お聞きしたいのは、この6社が入っているとされているリサイクル会の方々がどういうふうな割り振りで仕事をなさっていたのか、どういうふうに金額がわかっているのか、それを市はご存じなのでしょうか。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 中倉の仮置き場の表を見ますと、まずリサイクル会、6社で構成しているということでございます。その後、全部見ていきますと、若干の非会員というところもございませぬけれども、千葉鳶さんを除くと、そのまま災害復興リサイクル会の会員が独自に仕事をお願いしてやった部分も、こういった形で復旧連絡協議会から頼まれてやった部分もあろうかなというようなところで、会員がリサイクル会の中に入っている会員が個別に、豊島さんでありますとか、清掃センターでありますとか、クリーンセンターでありますとか、そういった方々が業務を行っているということですが、ちょっと詳しいそれぞれの分担等につきましてはちょっと今承知しておりませぬ。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野（絹）委員 そういう意味では、ぜひその中身も知りたいというふうに思いますので、当局ではなかなか答えられない部分については、ぜひ関係する方々にご出席いただいて、いろ

いろいろお聞きしたいというふうに思う次第であります。

それから、これは越の浦は、6億からの仮置き場の業務を行ったわけでありましてけれども、この中で、これも4社でやっているとか、新浜公園も晃信建設さんというふうにずっとお聞きしてきたんですが、3社でやっている。晃信建設さんが金額は多いですけどもね。そういうふうな状況が出ております。本当にわからないのが浦戸の関係なんですね。先ほど言いました13億7,200万です。このうち、いろいろ拾ってみますと例えば東華さんが5億3,500万、東北重機さんが3億900万、これは解体の費用も全部入っているわけなんですね。ですから、瓦れき処理がどの程度でどうなっているかというのは全くわかりません、そういう点では。もちろんこの中にはさっきから言っている千葉蔦さんも入っています、1億6,000万円。晃信さんも入っています。そういうことで、かなりこの浦戸の関係については一括して出されているということで、もう少しこれについては理解を深めていく上でもきちっとしていく必要があるかなど。ここになお、さっきからお話が出ていた和田電気さんが5,373万8,200円というのがこの資料の中に出てくるんですね。この資料を渡されなければわからなかったんです、こういうことは。そういうような状況がこの中で出されております。それがわかりました。

私はそういう点で、今回特にやっぱり大事なのが、塩竈市災害復旧連絡協議会の中でいろいろ問題が醸し出された、そういう中で上申書が出された、あのことはどの議員も重要に考えて市長のほうにきちんと対応すべきじゃなかったかということによってきております。私たちもずっと言ってまいりました。そういう意味では、上申書の中で、「不正」という言葉を使っているというのは、要するに、とる人だけが、業者、仕事をとれる人だけが取るというふうなやり方については不正ではないかということで、市長のほうにそういう上申書というものを出しているわけですね。これは単なる請願書とか、嘆願書とか、そういうものとは違う。大きな重みのあるものです。一体、今回出された資料、大変わかったものですから、いろいろと計算してみました。そうしたら、非常にこれではやっぱり問題として出されるなという気はしております。先ほど市長は、家屋の解体については、大体ほぼ皆さんができるような状況に、要するに解体では余り問題点はなかったのではないかなというふうな受けとめ方をしていたのではないかなと思うんですよ。

そこで私はただしたいのは、やっぱりこれは前から言ってきましたけれども、解体の関係の資料、最初から出されましたから、最初からというのは早い時期に出されましたので、

これは何か1位が6億5,600万ですよ。2位が4億3,158万、そして災害復旧連絡協議会として浦戸のほう、とっている分が3億3,700万、4位が2億、そして5位が1億7,600万、6位が1億7,599万、7位が1億6,263万、8位が1億4,239万、9位が1億3,404万、そして10位が、10位まで述べれば1億3,398万、全然とらない人たちもいるんですよ。それはやれないのかどうかということもありますけれども。それを公平だなんていうのはとんでもない。そういう点で、この問題について市長は今でも公平と思っているのか、公平というか、まあまあというふうに思っているのかお聞きしたいのが1点と。

それから、これは解体以外の、さっきも言いました仮置き場の関係あるいは復旧・復興の復旧の関係、道路関係とか、瓦れき処理とか含めて、そういう仕事の分野、それは1位が9億6,200万、1位は千葉鳶さんです。さっきの解体関係6億5,600万も千葉鳶さんです。合わせると16億円です。片方が16億円の仕事をしています、そしてちょっと並べるわけにはいきませんので、復旧連絡協議会に入っている人で一番少ない金額、それでもやっと仕事をとれた人ですね。その人は166万です。その差ですよ。そういうような状況の中で、それは反省していくとかというようなお話がありますけれども、その実態をどういうふうにやっぱり見ていくのかということが、見ていくじゃなくて、どう対処していくのかということが必要だろうと思うんですね。やっぱり、そういう点ではなぜこういうふうな仕事の流れが出てしまったのか、受け取れるところだけにとって、それは仕事は早いかもしれない。それはあったかもしれない、早くやれたというのはあったかもしれない。しかし、いろいろと考えたときに、もっともそういう意味では、塩竈の災害を復旧させていく上でやり方があったのではないかというふうに思うわけです。そういう点で、今日の状態で、何回もこれは出されていることですが、こういうふうに塩竈市災害復旧連絡協議会の中で仕事を受け取っている人の中でこれほど差があるということをどういうふうに受けとめているかというのをお聞きしたいと思います。

ちょっと今回出された資料で調べましたら、連絡協議会、56億からの仕事の中で、協議会に入っていないのに受注できたという業者がまた12業者いるんですね。それはそれでいいのかもしれないんですが、反対に、協議会に入っていないながら受注していない業者というのがこれまた13社もあるんです。それから今回、会員から名前が外れている業者の方が2社ぐらいというような状況もありますけれども、一体これはどういうことなのか含めて、ご答弁願いたいと思います。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 後段のちょっと会員の異動につきましては、ちょっと今ここで責任ある答弁というのはちょっとできないんですけども。

協議会にまずお願いをするという中で、やはり協議会の中で当然会員からそういった最適な業者、適格に早くやっていただける業者を事務局のほうで選ぶというのが大前提でありますけれども、中には、やはり一部そういった形で協議会で対応できないようなところは、非会員といたしますか、その他の会員でない業者さんにも仕事を願うようなケースは、やはりいろいろな災害のああい業務の中ではあったのではないかなというふうに思っております。

なお、会員の中で仕事がされていないようだというようなところは、ちょっと私も見ましたけれども、もともと災害復旧連絡協議会は建設協議会と災害防止協力会があったということで、やはり建設工事でない電気工事の部分でありますとか、そういったちょっと小規模のそういった設備業者につきましては、ただ、確かに実際の実績がないようなケースも見受けられましたけれども、そのような形で理解をしているところです。以上です。

○鎌田副委員長 小野委員。

○小野委員 時間もなくなってきましたので、私は最後に24年度解体について、24年度も市の努力によって、国のほうに手を挙げていただいて、そして24年の8月まで、解体の受付をしていただいて解体ができたということは、160件からの解体やブロック解体なんかもあったと思いますけれども、そういう点では、頑張っていたことには敬意を表したいというふうに思います。しかし、そういうふうな状況の中で、やっぱりまだまだ改善しなくてはならない、あるいはもっと私たちも調査しなければならないものが出てきているなという感じがしますので、引き続き必要なことは、参考人の方にお出でいただくような取り組みとか、さらに継続して特別委員会が持たれることを希望して、質問を終わります。

○鎌田副委員長 ほかにご発言はございませんか。では、伊勢委員。

伊勢委員に申し上げます。休憩の後にご発言をいただきます。

暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時15分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料名称、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。伊勢委員。

○伊勢委員 2回目の再質問ということです。

午前中に島民給与費の関係で30分の枠で質疑をさせていただきました。午前中の答弁の中で、協定書で確認した労賃関係です。こういうふうにおっしゃったんですね。改めてこれはどうなっているのかなと思ってちょっと調べましたら、1つは別冊1というものがあまして、別冊1の85ページから93ページにかけまして、どういうふうになっているかといいますと、浦戸の災害復旧協定、仮置き場の関係で、平成23年、85ページから93ページにかけて、労賃関係について、たしか93ページに載っております。これを見ますと、協定で平成23年6月20日に1万1,100円なんですね。これは普通のいわば労賃というか、それ以外、軽作業は8,700円と、こういうふうに記されているんです。同じ別冊1の94ページから108ページのところで、平成24年3月28日の基本協定で、浦戸の災害復旧連絡協議会と、それから塩竈市と協定を結んで、この労賃単価についていいますと1万1,100円、8,700円、こういうふうになっているんですね。そういうふうな労賃単価があるにもかかわらず1万2,000円、あるいは前段の答弁の中で9,300円でしょうか、軽作業。こういう形に変更させられる。何をもって、協定に基づいて本来は災害復旧連絡協議会が労賃単価を決めているにもかかわらず、何でそうになっているのか、私は疑問が解決しておりません。

もう1つ、別冊5の、これも24ページから108ページのところでいいますと、これは実績報告書になっておるんですね。ここでいいますと、ごめんなさい、連絡協議会支出関係なんですね。支出をしたいわば金額について、そうすると労賃の単価がどうなっているかという、91ページのところで見ると1万1,800円、これは普通作業。そして軽作業が9,300円、こういうふうになっているんですね。

どちらが正しいのか。たしか私は午前中、協議会との協定で労賃単価を決めたんだというふうに聞いていましたので、そうすると協議会として先ほど言った1万1,100円、だけれども、実際の協議会、支出状況、支出関係という協議会の支出関係としての塩竈市に出されたもので見ると1万1,800円。どちらが正しいんだろう、確認をさせていただきたいと思います、最

初に。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 伊勢委員ご指摘のように、浦戸の仮置き場の単価のところ、ちょっと実際精算した金額の単価がちょっと違うというようなご指摘でございました。これはちょっと後調べましてお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○伊勢委員 よろしく申し上げます。食い違いがあるので、協定そのものと。

それはそれで後日の話になりますから、話をちょっと移させていただきます。仮に、1万2,000円というふうに私どもも島民の方から聞いております。そうしますと、普通作業で4,277日かな、件なのかな。そのぐらいなんですね。それに1万2,000円を掛けますと、5,132万4,000円、軽作業も5,527ですので、9,300円というふうになっておるようですが、それによると5,140万1,100円、合わせて1億272万5,100円なんですね。ところが、協議会のほうの報告書、(その4)の島民給与費で言うと8,318万2,877円、1,954万223円不明なんですね。単価が明確なのに、災害復旧連絡協議会の最終決算なるものの、この後ろのほうの残の関係で、ページ数で言うと403ページから404ページ。拾った中で言うとそういう金額になります。そうするとこの不明というのは一体何なのか。私は疑問に感じるし、疑義も感じる。悪い言葉で言えばピンはねなのかなと。だって、1万2,000円を渡しました。1年後の実績報告書に基づいて一応計算するとそんなに金額が不明になってしまうんです、1,954万も。

ですから、この問題を通じても、市で答えてくださいと言われても、それは恐らく「いや、ちょっと」ということになるのかなと思いますが、出たこうした公式文書に基づいて整理をしていくとそういうふうになってしまうんですね。ですから、私はもしここで答えがあればそれでも構わないんですけども、やはり災害復旧連絡協議会の参考人の招致、それから、だから、高橋卓也議員、副会長と言っていましたけれども、あるいは事務局かな。あるいは前段の前部長、前課長をお呼びしないと、なぜこういうふうなことが生じているのか、関係者からもご意見を聞かないと私はわからないということをおきたいというふうに思うんですね。もしその辺で立派な回答ができましたら、それはそれでお聞きしますので。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 資料その3の402ページ、ごらんいただきたいと思いますが、今、島民給与のお話は、その次の403、404ページのほうで、島民給与として全体では1,300万ぐらい島民にお支払いしているという形になっている。その前の402ページをごらんいただきます



と、先ほど小野委員からもお話ありましたとおり、浦戸諸島の分の委託というものには、一次仮置き場分の9億3,000万円の費用、そのほかに瓦れき撤去の分の約9,780万の委託費用、それに解体撤去分の3億3,700万円が入っていて非常にわかりにくいということでございましたし、私たちもちょっとそういう意味ではわかりづらいなとは思ったんですけども。先ほど資料の別冊の資料、A3の別冊4、冒頭で示したのは一次仮置場のほうの陸地の分でございますので、そちらは402ページで言えば一次仮置場の23年度、24年度の管理費の9億3,700万部分の人件費ということでございますので、直接島民にお支払いしたというところではなく、一次仮置き場のほうを受け持たれた業者さんのほうを通じてお支払いされているというふうには私どもは理解しております。島民給与としてお支払いされたのは、恐らく瓦れきの撤去ですかそういった部分に係る分としてお支払いしたのかなというふうな形で理解をしているところでございます。

そういったことで見れば、ピンはねとかということじゃ、一応ないなということで考えておるところです。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 産業環境部長のところではそう理解しているということですが、この辺の不明なことも含めて、考えるんじゃないかと、ここの食い違いは何なのかということをも明らかにしていくのもこの特別委員会のやっぱり調査対象ですよ。だって、浦戸諸島の災害廃棄物仮置場管理業務委託、7月、例えば54ページのところで見ますと、災害廃棄物人力分別作業、やっぱり人を雇っているんですよ、単価の是非はまた別にしまして。そうすると、島民給与というのはそれで考えざるを得ないんじゃないかと。だって、そのほかないものね。第一次仮置場、私言ったのは、例えばこの前のページの402ページ、一次仮置場管理費ですよ。管理費の総体の中に今のことが含まれている。確かに危険解体業務があるのかもしれませんが。でも、一般的に考えれば、こういった島民給与、しかも島民の皆さんから聞いたら、解体したものを全部分けるといって、そういう作業をやったというのが島民の方々の話ですから。そうすると、例えば建物の解体の場合には、それはオペレーターが行って、重機をもってやって、解体ですから。これはなかなかそんなに島民の方々は手をつけられないと思います。だけれども、瓦れき分別するというのは手作業でしかできないですよ。そういう問題も含めて、ピンはねという言葉が私は妥当でないといえればこれは手直ししますけれども、しかし、差があるということは事実ですから。そこも含めて、やはり解明していく必要があるし、そういうこと

も含めて、果たしてこういう取り扱いの報告でよかったのかと。災害復旧連絡協議会の島民給与というのは一体どういう名目なのか。

これはご本人に来てもらわないとわかりません、はっきり申して。ですから、参考人招致は当委員会の中でやっぱり解明の鍵を握っているというふうに思いますので、これは強く、その点は再度申し出をしておきたいというふうに思っております。その辺が1つです。

それからもう1つ、先ほどの議事録の関係でちょっと若干議論がございました。物事の整理の仕方なんです、さっき菊地進議員もおっしゃいました。基本条例で、「議会では襟を正し……」云々と、そして「市民と相互信頼を構築して……」と、次に何が明記されているかというと、第11条に「議会は言論の府であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営したい」。この特別委員会は、自由討議の場なんですからね。当然、意見を言っただいて結構だと思います。議会運営委員会の申し合わせを幾ら読んでも、例えば議会運営に関する申し合わせ事項を読んでも、その他議会運営について不明なものは、議会運営委員会で協議するということだけです。そうすると、今前段、議事録の絡みで述べられましたが、この場で当人にお話を聞くしかないと思う。議会特別委員会で、議会運営全般の流れだったら、議会で話し合えないかもしれませんが、やはり重要な問題ですので、その辺について、まず、はっきりさせておいて、もし何でしたら、西村議員のほうから先ほどの関係で、ご反省があればよろしくお願ひしたい。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。

ただいま委員から参考人招致というふうなご意見が出ました。そのほかの委員からも、きょうは多数の方から参考人招致というご意見が出ております。参考人招致に関しましては、議運で2回ほど話をしているわけですが、なかなか結論が出ないまま進んでおります。理由としては、その場で結論を出さずに持ち帰るということでもあります。ただ、きょうの場合は、調査特別委員会の委員の方、全員の方がいらっしゃるわけですから、一応、参考人招致の審議をこの場で進めていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 よろしいですか。では、異議なしということで、参考人招致のことについて進めさせていただきたいと思っております。

いろいろな方から参考人ということでお話をいただいておりますが、どういう方をお呼びするのか、一応この場で皆さんのご意見をお伺ひしたいと思っております。（「異議あり」の声あ

り)

○浅野委員 先ほど委員長のほうから、この件については議会運営委員会のほうで今お話が進んでいるということがございました。議運のほうでは各会派のほうから参考人招致を希望する方のお名前と、それからどういった趣旨でその方々に質問なさるのかということを経験してまいりました。6月の時点で、2つの会派のほうからお名前と、それから楽観的な案は出てきましたが、その中身については精査されていない部分もございました。前回の議会運営委員会の中で、委員長がひな形という形で、このような形で参考人招致の文章を考えてきたというたたき台もございましたが、中身について大変曖昧な部分が多くて、これではお呼びする方々に対してどのようなことを質問させていただくのかということが前段はつきりしないので、またある委員のほうからは6月の時点での質問内容だったから、もう少し会派に持って帰って精査したいというお声もありましたので、その点をこれまでお待ちしておりました。

しかし、けさの委員長の発言によりまして、まだそういった中身がそろっていない。その上で委員長のほうからは、これはなかなか議会運営委員会で進まないのであれば、全員協議会を開いて、そこで決めたいというお話がございましたので、議長のほうに前段それを申し上げて、きょう、この会議が終わりましたら、議会運営委員会を開いて各委員の皆さんが議会運営委員会ではなく全員協議会でいいのかどうか、それを決めてから次へ進むということを経験したので、先ほど休憩時間に委員長には申し上げましたし、そのようなことで今進めようとしておりますので、この場で、異議あり、異議なしということで進めていくのは、議会運営委員会を無視した行動だと思いますので、撤回していただきたいと思っております。

○志賀委員長 今の意見についてご意見ありますか。（「委員長の判断ですよ」「委員長の判断なら、委員長の言うことを聞かないとわからないべ」「発言よろしいですか」の声あり）どうぞ。

○菊地委員 特別委員会は全員をもって構成する委員会で、今まで審議してきました。きょうも先ほどの伊勢委員のほうからも、当局の説明はある程度理解するものの、ちょっと我々が理解するに当たって、そして市民に説明するに当たって、整合性に欠ける疑義があるので、当事者である方にお出でをいただきまして説明をいただき、そして理解を深めたいと。それは当然市民に対して取るべき行動だと思いますので、私はこの委員会で、委員長の判断だと今出ていますので、委員長のご決断を賜れば、参考人招致、このまま進むんじゃないかなという理解をしております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 先ほどの議運の委員長のお話ですが、今まで審議しましたけれども、なかなか進まない。いかにもこれは邪魔されているんじゃないかというふうに思うぐらい、そういう内容に私は聞いております。私はそうすると、参考人招致に対して、議運の委員長は反対なんですか、賛成なんですか。そこをちょっとお聞きしていただきたい。委員長、直はだめみたいですから。

○志賀委員長 香取委員。

○香取委員 午前中の委員長の発言で、今後の参考人招致については議運を開いて相談するという発言があったと思います。今この話をするのであれば、委員長の午前中の発言を一回撤回をしていただいて、それでもって、今ここにこの質疑の中、出ておりますから、それを再度協議するのが委員長の立場であるべきかなと思いますので、言われたとおりの事を次々やっていたのでは、委員長の発言が、では午前中は何だったのか、そういうことにもつながりますので、しっかりしてください。

○志賀委員長 午前中の発言については、そういうことでやっていましたが、さっぱりがちが明かないので、私としてそういう判断をいたしました。

○香取委員 じゃあ、午前中の発言は今撤回すると。それでもって今の発言と。

○志賀委員長 はい。

菊地委員。

○菊地委員 特別委員会で全員がそろっていますので、皆さんそれぞれ意見を出されて、希望して、この委員会が、やっぱりみんなで作った委員会でみんなで決めれば、それで、特別委員会、志賀委員長を中心にこの委員会を進めていくべきだと私は思っておりますので、いろいろな仕方があるようにお話されていますが、委員会で進めるべきだと私は思っております。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 先ほど、今、委員長は午前中の発言を撤回するとおっしゃいましたが、そのことは議運のほうには伝わっておりません。この場で今委員長のお話でございますが、きちんとそういうことは順序を踏んでいただいて決めていただきたいと思います。先ほど、休憩時間に、もう一度申し上げますが、委員長の発言で全員協議会を開きたいということ、けさ、私のほうにお話ございましたので、一度、議会運営委員会を開いて、そこで各委員の皆様のお話をもとに次の段階を踏まえたいと思っておりますので、ぜひもう一度、きょうの特別

委員会が終わった時点で議会運営委員会を開いて、その場で次のステップを決めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 ほかにご意見ありませんか。どうぞ。

○鎌田委員 やはり、議運よりはこの特別委員会のほうが、全員で構成していますし、運営の話ですから、ここで決めるのが一番ベターなんではないでしょうか。先ほど、参考人招致については、委員長は反対だというふうにおっしゃいますけれども、どういう理由で反対なのか、そこをちょっと述べていただきたいと思います。

○志賀委員長 委員間の質疑はできないということで、そういうに進めていますので。菊地委員。

○菊地委員 ご苦労さまでございます。うちのほうで幹事長会議の報告等を常々受けた中で、うちのほうから当時、議運の議員として鎌田議員が出ておりました。6月からは志賀議員も含まれて、2人も議会運営委員会に出ています。その報告の中で、議運の中で参考人招致の話が出て、どういう人を、どういう順序でとかという話がされたので、私は鎌田議運の議員にうちらほうの中でも、それは議運で論議することなんですかと。特別委員会というものがあって、特別委員会で決めていくべきものを何で議運がするんですかというふうな議会運営上のやり方について、私は鎌田議会運営委員にそういうふうな提言をしておきましたし、苦言も呈しておきました。そういうふうになって、なかなか、後それ以後の話が来ていませんし、私は先ほど申しましたとおり、特別委員会でそういうものを決していくべきじゃないかというふうな思いがありますので、本日、こういった感じで皆さんが意見を出して、そして進めていくべきではないかと。手続き上は私はそういうふうにするべきではないかなと思っています。そして名前は、一応議会を代表する嶺岸議長を代表で参考人招致の案文をつくって出すというのが筋であって、議会運営委員会で質疑の内容を決めましょうなど、誰を呼びますかなどと、そういう確認は私は必要なくて、この特別委員会の皆さんお一人お一人が決断して決めれば、それで委員会はスムーズに行くと私は信じております。以上でございます。

○志賀委員長 ほかにご意見のある方。佐藤委員。

○佐藤委員 議運で参考人問題をこれまで議論したからという話を浅野議運の委員長からお話しいただきました。議運の仕事というのは、議会の時間割とか、式次第とか、運営に関する問題であります。議運は議運としての任務があります。もう1つは、今回のこの災害調査特別委員会は、全員で認め、そして独立した調査特別委員会です。なぜ、調査特別委員会が一議運の委員会から、こうしろ、ああしろと言われる筋は、まさに越権的な行為であり間違いだ

と思っております。委員長の判断で、委員の意見を十分に酌み取って、今日まで3回開かれたこの調査特別委員会がより調査し解明する立場で参考人を求める声が多々あるわけでありますから、それに向かって、ここで全員がいるところで、特別委員会で決めていただきたい。そうするのが本来の委員会のあり方だと思います。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 参考人については地方自治法の109条の中で明記されている件、地方自治法の109条第6項、「常任委員会……」、これは調査特別委員会と置きかえてもいいわけですね。「当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査ため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる」。当委員会はそういうある任務を持っている。地方自治法の定めを無視してまで、我々、これの規定に基づいて、遵守して、やろうとしているわけですから。

○志賀委員長 ご意見、ほかにございませんか。ないようでしたら、参考人招致についての表決をとりたいと思います。

参考人招致に賛成の方、挙手願います。

[賛成者挙手]

○志賀委員長 賛成多数で参考人招致をしたいと思います。

では、諮ります。どなたをお呼びするか。一応この場で決めて、お名前を出していただきたいと思います。どんどん、どんどん調査がおくれている感じが私としてはしてなりません。もうちょっとスムーズに進めて行きたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

鎌田委員。

○鎌田委員 議運のほうでメンバーはある程度挙げられております。これをちょっと読み上げさせていただきます。まず1人は、元塩竈市災害復旧連絡協議会会長、和田電気工事株式会社代表取締役 和田 忠さん。2人目としては、元塩竈市災害復旧連絡協議会副会長、東華建設株式会社代表取締役 津田清司さん。3番目として、元塩竈市災害復旧連絡協議会事務局、株式会社千葉鳶代表取締役 千葉勇夫さん。それから、次に元塩竈市災害復旧連絡協議会有限会社中沢組代表取締役 中澤 仁さん。もう1人は、元塩竈市災害復旧連絡協議会会員、港都設備株式会社代表取締役 大竹敏文さん。それからもう1人、塩竈市市役所前産業環境部長 荒川和浩さん。最後に塩竈市市役所前環境課長 村上昭弘さん。以上7名が挙げられ

ております。以上です。

○志賀委員長 そのほかにご意見ございませんか。よろしいですか。

今鎌田委員が読み上げた方々を次回の調査特別委員会の参考人として招致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 よろしいですか。じゃあ、異議なしということで、参考人招致することを決定いたします。

開催日に関してですが、一応、次回9月20日を予定しております。当日は閉会ということで、9月20日に参考人招致を……（「定例会中の日程は議運の中で」の声あり）わかりました、失礼しました。

一応、9月の定例会中に閉会時に向けて調整を議運のほうでしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、参考人に対する質問事項についてでございますが、正副委員長にご一任していただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。（「反対です」の声あり）

では、反対の意見が出ましたので、決をとりたいと思います。

正副委員長一任に賛成の方举手願います。

〔賛成者举手〕

○志賀委員長 9名で賛成多数でありますので、これで進めさせていただきたいと思います。

ほかに発言はございませんか。高橋委員。

○高橋委員 先ほどの伊勢委員の最後の2つ目、参考人招致の次の質問ですね。基本条例に基づく、地方自治法でしたか、議員間の討論ができると、当委員会でも、議会でも。その立場で、西村委員に答弁を伊勢委員が先ほど求めたので、それをお伺いします。

○志賀委員長 その点に関しましては、一応事務局のほうから、全国市議会議長会調査広報部法制担当のほうに問い合わせいたしましたところ、質疑と討議は異なる。討議とは、議員間において互いに意見を述べ合う、聞き合うことである。質疑とは、現に議題となっている事件についてただすことであり、今回の場合、ベクトルとしては、委員から執行側に対するものである。自由討議の定義については、一議員が説くのではなく議会全体として定め、明確な共通認識を持つ必要があるというような見解が示されておりました、委員会での委員に対する質問は一応、全国議長会の中でもなじまないというご報告を得ていますので、一応この件

に関しましては質問はなし、この場での質問はなしという形にさせていただきます。

鎌田委員。

○鎌田委員 今の件ですけれども、これは今回の内容には合致しないというか、該当しないのではないかと私は思うんですね。実は、例えば全部提出された資料が市当局でつくられたものであれば、私はこれに該当すると思うんですよ。これは連絡協議会でしたか、あその議事録の中に出てきたりしているものですから、それに対する質問ですから、当然これは市当局でつくったものではありませんよね。ですから、これには該当しないのではないのでしょうか。

○志賀委員長 この件に関しましては、特別委員会でありますし、別途、質問したいことになれば、参考人としてお呼びして質問するという形になろうかと。

どうぞ、伊勢委員。

○伊勢委員 調査特別委員会の一員の方を参考人として呼ぶのは、これはちょっとおかしい話になってしまうわけですね。ただ、調査特別委員会が継続している中で、ご本人から、なぜこういうことになったのか、ご意見をいただきましょうと、こういうことですから。そうすると、それはご意見をいただかないと、あと言える場がありません。どこで言うかということになると、どこもないんですね。次の9月定例会の中での本会議でもないし、やはりきちんとそこはやっぱり議員の中でも襟を正すという角度から言っても、そういうことではないかというふうに思うんですが。

全国議長会のその解釈は、それはそれとして、だけれども、我が方は基本条例をつくって基本条例の中にそういうことを明記したということは、やはりこの基本条例に沿って議会のさまざまな、十分、不十分ありますけれども、一応やっているわけですよ。そこだと思いません。

○志賀委員長 浅野委員。

○浅野委員 今、議運の副委員長のお話でございますけれども、基本条例をつくったという中身におきましても、これは議員間討議ということで、私たちはこういったことを想定してつくっているわけじゃございません。基本条例の中での議員間討議は、私たちが勉強したことはやはり市当局が出されたさまざまな政策について、我々議員が調査して、そしてそのものに対していいかどうかということを我々自由に議員間討議をしていって、当局の政策に対して質疑を持っていくという部分で、また、そのことについて私たちはまだまだ勉強不足だということで、これは課題の1つになっていることは、伊勢副委員長も一番ご存じだと思います。



ので、何でもかんでも基本条例を持ち出して、今回の部分に当てはめるとするのは間違いだと思います。先ほど委員長がおっしゃったとおりに、今回の部分においては質疑ということですので、今回はなじまないと思いますので、先ほどの話は撤回していただきたいと思いません。以上です。

○志賀委員長 この件については、また……。 （「委員長、質疑だからだめだとはっきり言わないとだめだと思う」の声あり）これも、また議運の中でもっともんでいただいて。

鎌田委員。

○鎌田委員 私も1回目のきょうの質疑の中で、議長の発言について、私は議会側から要請した、それから議会側が承認したというような話は、それはうそですねということを私は言って、ほかの事項については、市長にもお話ししたとおりに、実際こうなんですねという話はしました。先ほどの議長の発言、私はよく聞きとれませんでしたけれども、内容は。でも、それについて答えていたんだなというようなことは、ここの真後ろでもよく聞こえました。それはわかりました。実績をつくりました。なぜ、だめなんですか、実績つくってあるわけだから。

○志賀委員長 なお、その辺のところは、委員長判断にお任せいただいて、この場はおさめていただきたいと思いません。

そのほかにご質問ございませんか。 （「なし」の声あり）ほかに発言がないようですので。

委員各位に申し上げます。付議事件2東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について、資料の追加要求がありましたらご発言願います。ございませんか。 （「なし」の声あり）

以上で本日の会議は終了いたします。どうもご苦労さまでございました。

午後 3時55分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利